

第5次 上里町 総合振興計画
後期基本計画

令和4年3月 上里町

ひと・まち・自然が共に輝く

ハーモニータウン
かみさと



上里町マスコットキャラクター
こむぎっち

ひと・まち・自然が共に輝く “ハーモニータウン かみさと”



上里町では、平成 29 年 3 月に第 5 次上里町総合振興計画を策定し、まちの将来像を「ひと・まち・自然が共に輝く“ハーモニータウン かみさと”」と定め、計画を推進してまいりました。この将来像には、住民一人ひとりと、地域コミュニティ、そして自然が有機的に連携し、それぞれの魅力を引き出しあいながら各施策をバランスよく推進することで、調和のとれたハーモニータウンを形成し笑顔輝くまちをめざすという意味が込められたものであります。

この度、令和 3 年度をもって前期基本計画の計画期間が満了することに伴い、引き続き「ひと・まち・自然が共に輝く“ハーモニータウン かみさと”」を実現するため、今後 5 年間の計画期間とした後期基本計画を策定しました。

前期基本計画の策定以降、人口減少や少子高齢化の進展に加え、大規模な自然災害の発生や新型コロナウイルス感染症の影響による移動制限など、私たちを取り巻く環境は大きく変化してしまいました。

また、世界的な取組み目標である S D G s（エスディーゼーズ）に掲げられている「持続可能な世界の実現」に向けて、町としても経済・社会・環境をめぐる幅広い取組みを通じ、「誰一人取り残さない」まちづくりが求められています。

このような状況の中においても、各施策の実効性・継続性を高めるため、後期基本計画では、協働によるまちづくりの重要性や、情報共有・発信の強化の実施、業務継続性の確保、S D G s の推進などを、すべての施策分野に取り組むうえでの基本的な考え方とし、取り組んでまいります。

上里町は、昭和 46 年に誕生し、昨年で町制施行 50 周年という節目の年を迎えることができました。先人たちが築いた町を、皆様とともにさらに魅力あるまちへと発展させ、「ひと・まち・自然が共に輝く“ハーモニータウン かみさと”」の実現に、引き続き努力してまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、町議会、総合計画審議会をはじめ住民アンケートにご協力いただきました町民の皆様や貴重なご意見、ご提案をいただいた方々に心から感謝申し上げます。

令和 4 年 3 月

上里町長 山下 博一

◆ 町章（昭和 46 年 11 月 3 日制定）

「上」を4つ用い、それら4つが円になっています。「上」は上里町の「上」、そして地図上で埼玉県之最も「上」に位置することから用いられました。

また4つの「上」は、上里町が七本木村、神保原村、長幡村、賀美村の4つの村の合併によりできたものであるということからであり、それらで作っている形「円」には、人の和と円満という意味が込められています。



◆ 上里町民憲章（昭和 59 年 10 月 1 日制定）

わたくしたちは、この町を愛しこの町の町民であることに誇りをもち、緑と太陽のある住みよい上里町をつくるためこの憲章を定めます。

- ― きまりを守り明るい町をつくります。
- ― 健康で心豊かな町をつくります。
- ― 自然を愛し美しい町をつくります。
- ― 幸せにみちた活力ある町をつくります。
- ― 文化を高め魅力ある町をつくります。

◆ 町の木【八重樅】（昭和 52 年 8 月 26 日制定）

厳しい寒さの中で花を咲かせる「樅」は、慎み深い奥ゆかしさと凛としたプライドの高さを感じさせます。その中でも「八重樅」は多くの人の手によって育まれた品種で、町中の人々の協力により、誇り高く進む町の姿を表しています。



◆ 町の花【サルビア】（昭和 52 年 8 月 26 日制定）

夏から秋にかけ、長期にわたって花壇を彩り広く人々に親しまれているサルビア。この花のように広く人々に親しまれるようにとの願いがこめられています。サルビアはブラジル原産のシソ科の花で、ラテン語で「安全」「救う」という意味があり、薬用としての意味が語源です。また、花言葉の「燃える思い」とは、サルビアの燃えるように赤い色合いからきたもので、活力にあふれた夢のある上里町の発展を表しています。



I 序論

第1章	計画策定の目的	4
第2章	計画の位置づけと計画推進のための考え方	4
	1 計画の位置づけ	4
	2 計画推進のための考え方	5
第3章	計画の構成と期間	8
	1 序論	8
	2 基本構想	8
	3 基本計画	8
第4章	計画の進行管理	9
第5章	上里町の概況	10
	1 立地と地勢	10
	2 人口構造	11
	3 産業構造	12
第6章	住民ニーズ	13
	1 上里町がめざすべき方向性	13
	2 各施策の満足度と重要度	14

II 基本構想

第1章	基本理念	16
第2章	上里町の将来像	17
第3章	政策の方向	18
	1 健やかで安心なまち	19
	2 快適で安全なまち	22
	3 実り豊かなまち	25
	4 人が輝くまち	27
	5 みんなで支えあうまち	29
第4章	土地利用基本構想	31
	1 土地利用の基本方針	31
	2 区分別の利用の方向性	31

Ⅲ 基本計画

基本理念 1 健やかで安心なまち

基本目標 1	保健・医療の充実	38
基本目標 2	地域福祉の充実	41
基本目標 3	子ども・子育て支援の充実	44
基本目標 4	高齢者福祉・介護の充実	48
基本目標 5	障害者(児)福祉の充実	51

基本理念 2 快適で安全なまち

基本目標 6	都市基盤の充実	56
基本目標 7	情報基盤・発信力の強化	59
基本目標 8	環境保全の推進	61
基本目標 9	快適な住環境の確保	64
基本目標 10	消防・防災の強化	67
基本目標 11	防犯・交通安全対策の強化	69

基本理念 3 実り豊かなまち

基本目標 12	農業の振興	72
基本目標 13	商工業の振興	75
基本目標 14	観光・交流のまちづくりの推進	78
基本目標 15	雇用対策の推進	80

基本理念 4 人が輝くまち

基本目標 16	学校教育の充実	84
基本目標 17	生涯学習の充実	87
基本目標 18	生涯スポーツの振興	90

基本理念 5 みんなで支えあうまち

基本目標 19	住民自治の振興	94
基本目標 20	健全な行財政運営の推進	98

Ⅳ 資料編

.....	103
-------	-----

序論

第1章 計画策定の目的

第2章 計画の位置づけと計画推進のための考え方

第3章 計画の構成と期間

第4章 計画の進行管理

第5章 上里町の概況

第6章 住民ニーズ

第1章 計画策定の目的

本町では、平成28年度（2016年度）に第5次上里町総合振興計画を策定し、将来像を「ひと・まち・自然が共に輝く“ハーモニータウン かみさと”」と定め、前期基本計画に基づき様々な施策に取り組んできました。

この間、地球規模での気候変動の影響によりと考えられる自然災害の増加や、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大により、私たちはこれまで経験したことのない様々な課題への対応に迫られています。

このような状況の中で、これまでのまちづくりの成果を継承・発展させつつ、住民一人ひとりが力をあわせて新たな時代に挑んでいくためのまちづくりの指針として、第5次上里町総合振興計画後期基本計画を策定します。

第2章 計画の位置づけと計画推進のための考え方

1 計画の位置づけ

上里町総合振興計画は、本町の行政運営全体の指針を取りまとめ、広く住民に対してもまちづくりの長期的展望を示す、町の最上位計画です。

また、本町の各分野における個別計画は、総合振興計画の方向性に則して策定していくことで、上里町全体の施策や事業を効率的かつ効果的に行います。

策定にあたっては、分かりやすい計画をめざし、盛り込む施策を厳選して体系を明確にするとともに、数値目標を設定するなど、簡潔明快な計画となるよう努めます。

2 計画推進のための考え方

本計画の策定にあたっては、本町を取り巻く社会情勢の変化を適切にとらえ策定します。また、本計画を推進するためのすべての分野における基本的な考え方は以下のとおりです。

(1) 協働によるまちづくり

近年頻発する大規模災害や、新型コロナウイルス感染症のまん延などにより、私たちはこれまで経験したことのない様々な課題に直面しています。

このような変化に対応するには、住民や行政区など、地域に関わる様々な人が共に考え話しあい、地域課題の解決に取り組む協働のまちづくりが重要です。また、国籍や性別、年齢、個性、考え方など違いのある様々な人々が、お互いを認めあい、共に生きていくという共生の理念を大切にし、誰もがあらゆる場面で個性や能力を十分に発揮できる仕組みをつくることも重要となります。

(2) 情報共有・発信の強化

協働によるまちづくりを進めるためには、まずは「知る（知ってもらう）」ことが大切です。時代の変化とともに、行政制度も変化し複雑になっています。そのため、これまで以上に行政情報や各種制度を分かりやすく丁寧に説明と周知をし、住民や町外の方にも提供・共有する必要があります。

また、行政からの発信だけでなく住民自ら発信できる仕組みや住民同士の情報共有も大切な視点です。

(3) 質の高い行財政運営の推進

質の高い行財政運営を実現するには、限りある資源（ヒト・モノ・カネ）を効果的に活用する必要があり、そのためにはまず資源を扱う職員の質の向上が求められます。同時に、自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）^{※1}の推進による「効率的な行政運営」の実現、安定した財源確保や計画的な公共施設マネジメントの推進などを通じた「健全な財政運営」の実現、そしてEBPM^{※2}の推進やPDCAサイクルによる施策・事業の改善などがこれまで以上に求められます。また、質の高い行政サービスに必要な基盤として、様々な行政サービスにつながる住民情報の適正な管理や迅速な手続き体制の整備、条例等の整備、文書管理等を適切に行うことが重要です。

※1 デジタル・トランスフォーメーション（DX）：データやデジタル技術を活用して、業務や組織等を変革すること。

※2 EBPM：Evidence-based Policy Makingの略で、根拠データに基づく政策立案を意味する。

（４）信頼される行政の実現

行政が住民から信頼を得るには、行政事務が常に適正に執行されていることが不可欠であり、そのために行政事務を監視し積極的な政策提言を行う機関として町議会が設置されています。

町議会では、令和３年（２０２１年）に「わかりやすい、開かれた議会」をめざし「上里町議会基本条例」を制定し、より住民から信頼を得られるよう行政とともに町政の発展のために取り組んでいます。同時に、住民の意見を町的意思決定に反映していくために、行政・議会に関する情報を積極的に公開するとともに、参考人制度や公聴会制度を十分に活用していくことが求められています。

さらに、住民の知る権利に資するため、積極的な情報発信を図るとともに、広聴機能の充実やパブリックコメント制度の周知により、多くの住民が町への関心を高め、意見が述べやすい環境づくりも重要です。あわせて、町から独立した委員会等による、選挙の執行や監査のほか、会計事務の執行、行政処分等に対する不服申立て制度の運用などを公正かつ適正に行うことが求められます。

（５）業務の継続性の確保

新型コロナウイルス感染症のまん延により、住民の生活は大きな制約を課せられ、行政サービスも様々な分野で一時的に提供ができない状況が生まれました。また、大規模災害時における行政機能の停止も想定されています。新しい感染症や、大規模な災害が発生しても、必要な行政サービスが継続できるよう各分野において代替的な方法を検討し、業務を継続できる体制づくりが求められます。

（６）SDGs の推進

SDGs（エスディージーズ）は、「持続可能な開発目標」を意味し、２０１５年９月の国連サミットで採択された合意文書「持続可能な開発のための２０３０アジェンダ」に盛り込まれている２０１６年から２０３０年までの国際目標のことです。持続可能な世界を実現するための１７のゴールなどが設定されており、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っています。

そのために、関わりのあるすべての人が、経済・社会・環境をめぐる課題に対し、広く取り組むことが求められており、本町においても、本計画にSDGs理念を取り込み、行政運営に取り組むこととします。

なお、本計画とSDGsの各ゴールとの関係は、３０ページに掲載しています。

■ SDGs の 17 のゴール

1 貧困をなくそう



あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。

2 飢餓をゼロに



飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。

3 すべての人に健康と福祉を



あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。

4 質の高い教育をみんなに



すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する。

5 ジェンダー平等を実現しよう



ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う。

6 安全な水とトイレを世界中に



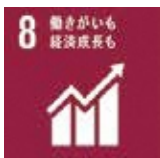
すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。

7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに



すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。

8 働きがいも経済成長も



包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用を促進する。

9 産業と技術革新の 基盤をつくろう



強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。

10 人や国の不平等をなくそう



各国内及び各国間の不平等を是正する。

11 住み続けられるまちづくりを



包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する。

12 つくる責任つかう責任



持続可能な生産消費形態を確保する。

13 気候変動に具体的な対策を



気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。

14 海の豊かさを守ろう



持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。

15 陸の豊かさを守ろう



陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。

16 平和と公正をすべての人に



持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。

17 パートナリシップで目標を達成しよう



持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。

第3章 計画の構成と期間

この計画は「序論」、「基本構想」、「基本計画」で構成します。
その役割と期間は以下のとおりです。

1 序論

序論では、総合振興計画の趣旨や背景、基本的な考え方を示します。

2 基本構想

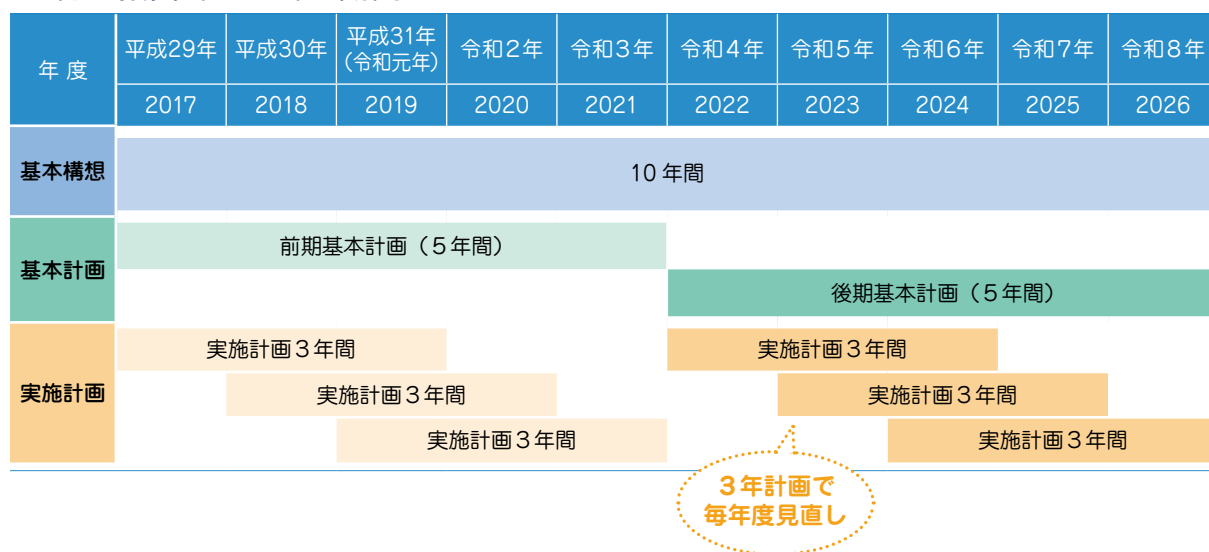
基本構想は、上里町の将来像と、これを実現するための政策の基本的な方向を示すものです。
構想期間は、平成29年度（2017年度）を初年度とし、令和8年度（2026年度）までの10年間とします。

3 基本計画

基本計画は、基本構想の実現をめざし、施策の具体的な内容を分野別に体系化し、その方針を明確化したものです。

計画期間は、令和3年度（2021年度）までの5年間を前期、続く令和8年度（2026年度）までの5年間を後期とします。

■ 総合振興計画の計画期間



第4章 計画の進行管理

総合振興計画を実効性のあるものにするため、P l a n（計画）→D o（実行）→C h e c k（評価）→A c t i o n（改善）の4段階を繰り返す、いわゆる「P D C Aサイクル」による進行管理を行います。

C h e c k（評価）→A c t i o n（改善）の段階は、基本計画の施策に対する評価、その下の実施計画の事務事業に対する評価を毎年行い、より効果的・効率的な推進が図られるよう、計画期間中であっても随時、見直し・改善を行っていきます。

第5章 上里町の概況

1 立地と地勢

本町は、埼玉県の最北端に位置し、都心部から約 85km の距離にあります。東西約 6.0km、南北約 5.5km、面積は 29.18km²で、北部西部は烏川・神流川を境に群馬県玉村町、高崎市、藤岡市に接し、南部東部は本庄市と神川町に接しています。

交通網は、東西に国道 17 号、国道 254 号、関越自動車道、J R 高崎線、J R 上越新幹線、主要地方道藤岡本庄線、一般県道勅使河原本庄線などが横断しており、これらの幹線交通軸により東西方向の交流や結びつきが強くなっています。また、南北には、主要地方道上里鬼石線、一般県道児玉新町線が縦断しています。さらに、現在、国道 17 号のバイパスとして本庄道路が整備中であり、国道 17 号の渋滞解消と抜け道としての市街地への車の流入が減少し、利便性と安全性の向上が期待されています。

土地はおおむね平坦となっており、神保原駅周辺や東部は住宅が密集し、隣接する本庄市とは一部市街地の一体化が進んでいます。南部には児玉工業団地をはじめとする工業地域があります。また、西部には、関越自動車道上里サービスエリアがあり、平成 27 年（2015 年）12 月には上里スマートインターチェンジが供用開始となりました。上里サービスエリア周辺地区の整備事業も進んでおり、高速道路を通じた本町の活性化に期待が寄せられています。

■ 本町の立地

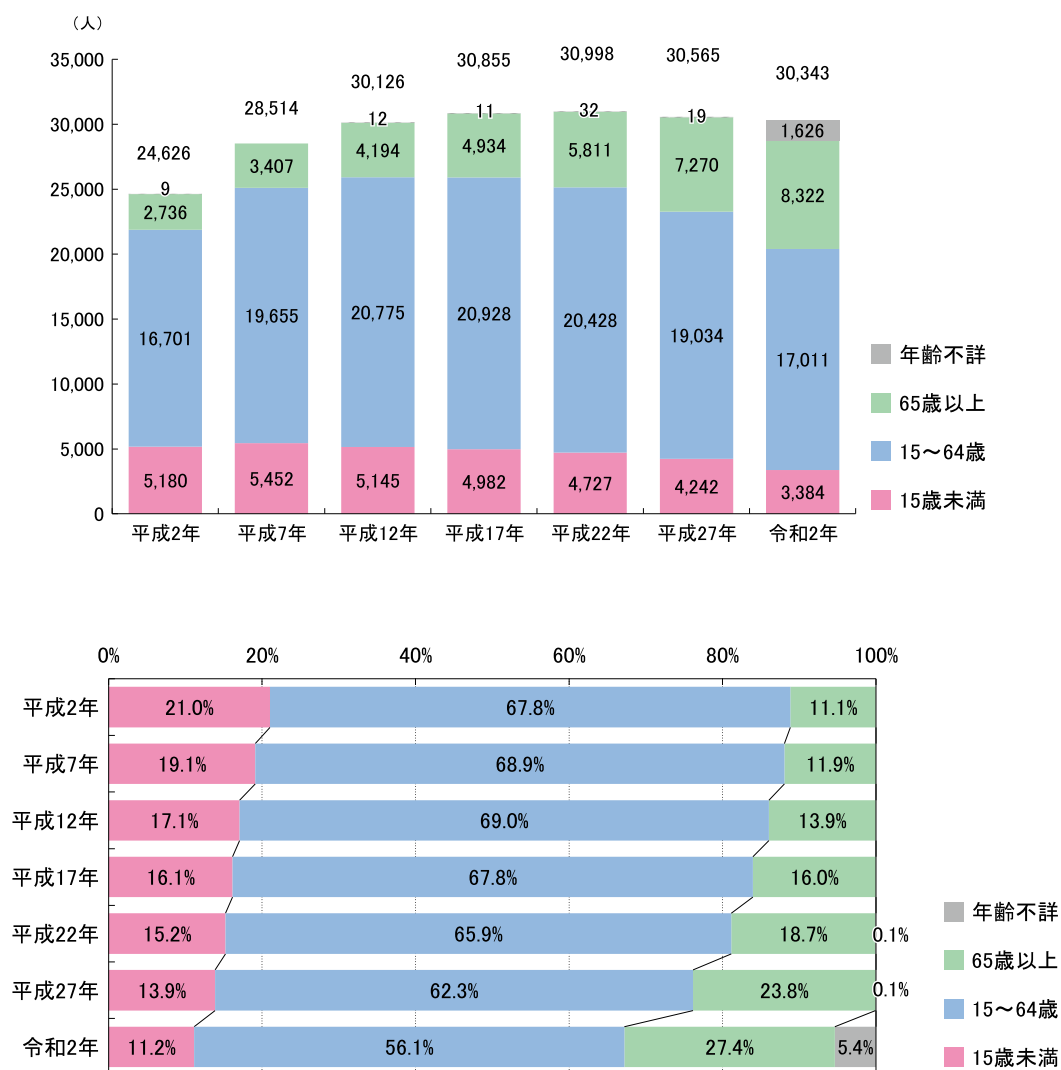


2 人口構造

本町の総人口は、昭和39年(1964年)から一貫して増加を続けてきましたが、平成22年(2010年)をピークに緩やかながら人口は減少してきています。令和元年度(2019年度)に策定された上里町人口ビジョンでは、全国的な傾向と同じく、今後の本町の総人口はさらに減少していくことが予測されています。

また、人口を年少人口(15歳未満)、生産年齢人口(15歳～64歳)、高齢人口(65歳以上)に分けて、その割合の推移をみると、近年では年少人口は一貫して減少し、生産年齢人口は横ばいから減少へと変化しています。一方で、高齢人口は一貫して増加傾向にあります。

■ 総人口と年齢3区分人口の推移



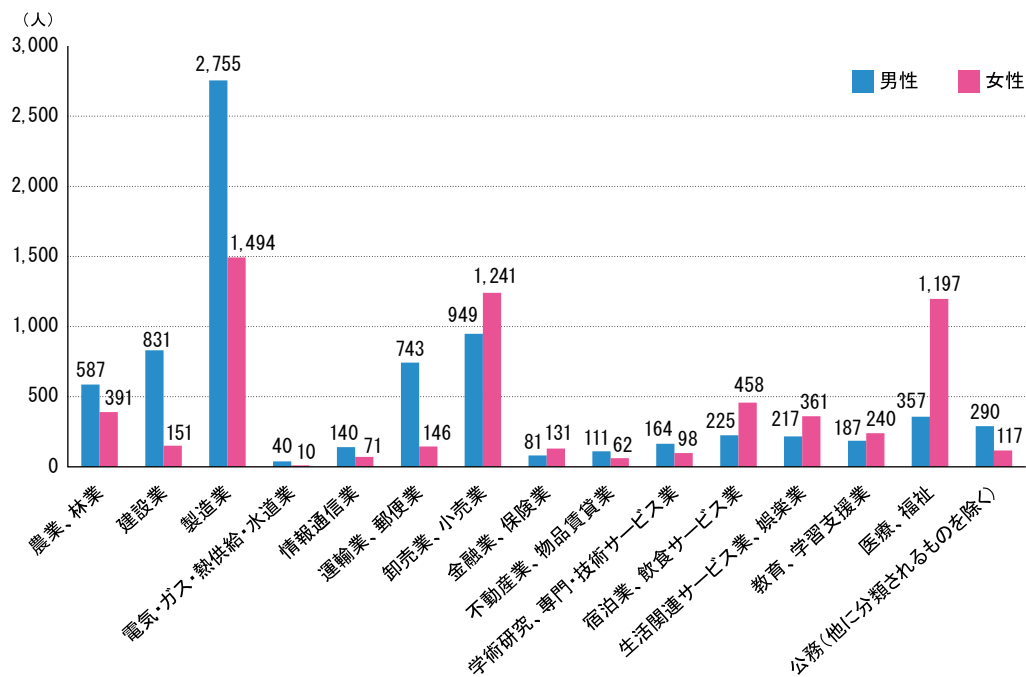
※年齢3区分のそれぞれの%は、小数点第2位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。
資料：国勢調査(平成2年～令和2年)

3 産業構造

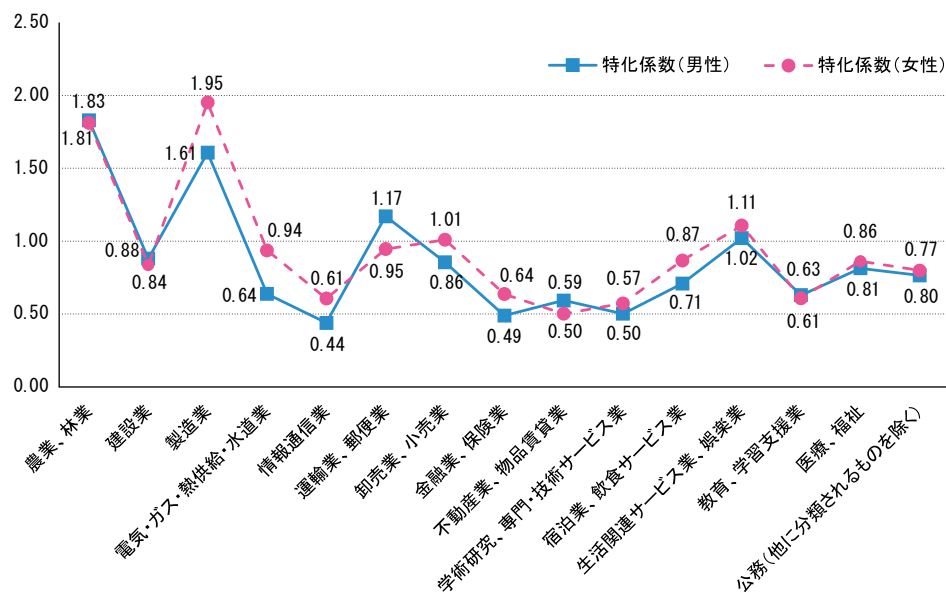
平成27年（2015年）の主要産業別従業人口についてみると、男性は「製造業」が最も多く、次いで、「卸売業、小売業」、「建設業」となっています。女性も「製造業」が最も多く、次いで「卸売業、小売業」、「医療、福祉」と続いています。

産業別特化係数*をみると、男性・女性ともに「製造業」、「農業、林業」が全国値を大きく上回っており（1を超えており）、農業と工業が盛んな町であることが分かります。

■ 男女別主要産業別従業人口



■ 産業別特化係数



資料：国勢調査（平成27年）

* 産業別特化係数：A産業の特化係数＝町内のA産業の就業者比率／全国のA産業の就業者比率。

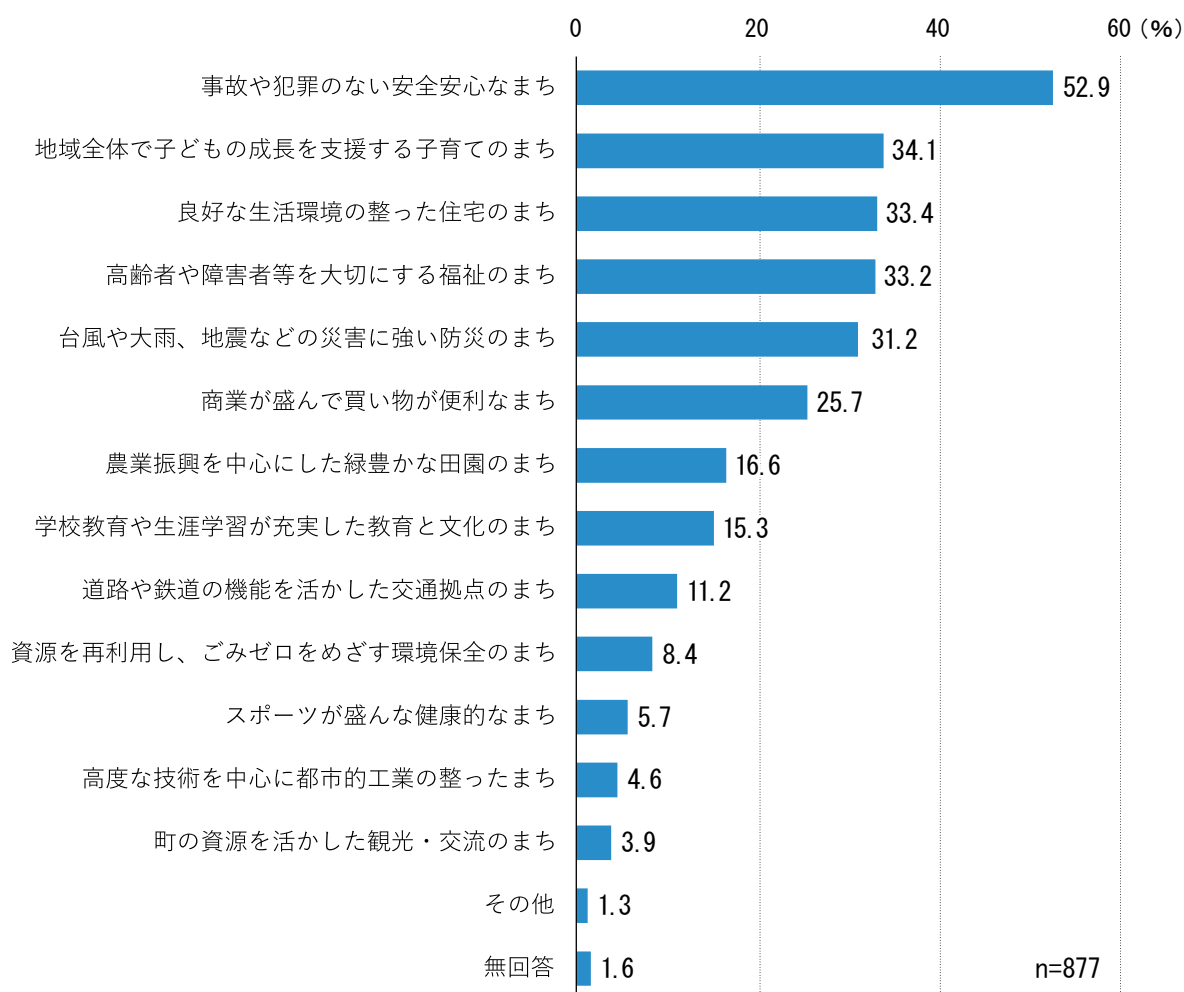
第6章 住民ニーズ

1 上里町がめざすべき方向性

「第5次上里町総合振興計画後期基本計画アンケート調査」（令和3年（2021年）4月～5月）において、住民に対し、今後の上里町のまちづくりの方向性について尋ねたところ、「事故や犯罪のない安全安心なまち」が最も多くなっています。

次いで「地域全体で子どもの成長を支援する子育てのまち」、「良好な生活環境の整った住宅のまち」、「高齢者や障害者等を大切にする福祉のまち」、「台風や大雨、地震などの災害に強い防災のまち」と続きますが、この4つはほぼ同じ割合となっています。

■ まちづくりの方向性



I 序 論

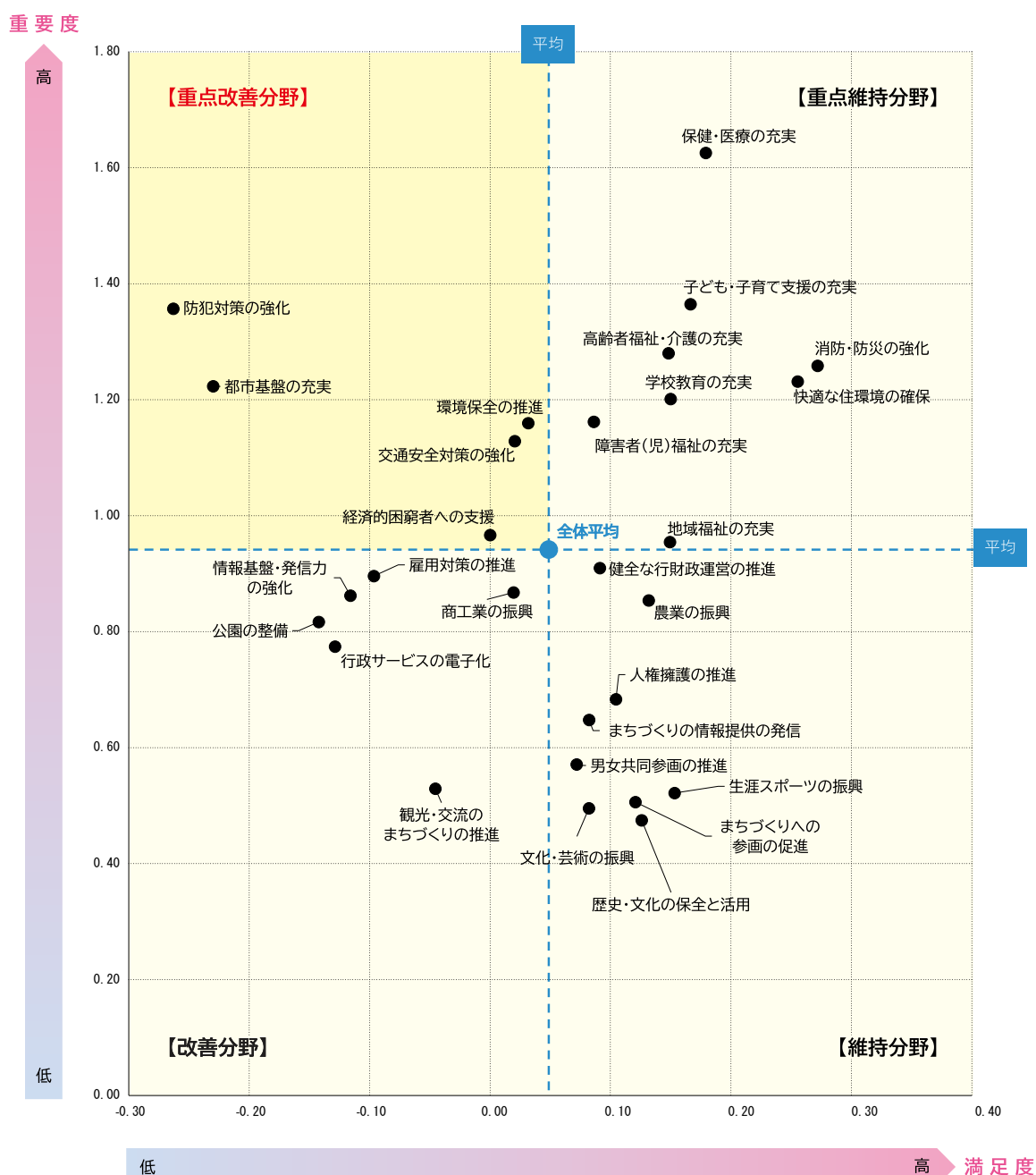
2 各施策の満足度と重要度

同アンケートにおいて、本町が取り組んでいる各施策についての満足度と重要度を尋ねており、この2つを掛け合わせた結果を抽出し、4つの分野に分類しました。

満足度が低く、重要度が高い施策は重点改善分野にあると考えることができ、今回のアンケートからは、「防犯対策の強化」「都市基盤の充実」「環境保全の推進」「交通安全対策の強化」「経済的困窮者への支援」がこれに該当します。

第5次総合振興計画後期基本計画では、こうした住民の意見に対応しながら、本町の特徴をさらに伸ばし、課題を改善・解決していく必要があります。

■ 満足度と重要度による施策の分類



第 1 章 基本理念

第 2 章 上里町の将来像

第 3 章 政策の方向

第 4 章 土地利用基本構想

基本構想 II

Ⅱ 基本構想

第1章 基本理念

第4次上里町総合振興計画では、「人と自然が共生するまちづくり」「やさしさと思いやりが共調するまちづくり」「歴史と知恵が共鳴するまちづくり」の3つを基本理念としてまちづくりを進めてきました。

第5次上里町総合振興計画では、これらの基本理念を継承しながらも、これまでのまちづくりの成果をさらに発展させるために、以下の基本理念を設定します。

1 健やかで安心なまち

保健・医療・福祉サービスと地域の支えあいにより、子どもから高齢者まで、また病気や障害、要介護状態など支援が必要な状況になっても、安心して暮らせる“健やかで安心なまち”をめざします。

2 快適で安全なまち

豊かな自然が残り、落ち着いた住環境のもと、充実した都市基盤が整備され、地域全体で災害や犯罪等に備え、いつまでも住み続けたいと思える“快適で安全なまち”をめざします。

3 実り豊かなまち

恵まれた気候・土壌・水環境や農業基盤、交通利便性など本町の強みを活かし、より多くの人々が本町を訪れるまちづくりを進め、付加価値の高い産品やサービスを将来にわたって生み出し続ける、“実り豊かなまち”をめざします。

4 人が輝くまち

家庭と学校、そして地域が一体となり、子どもたちを健やかに育てるとともに、生涯を通じた学習やスポーツ等により、住民がいきいきと暮らす“人が輝くまち”をめざします。

5 みんなで支えあうまち

自分たちでできることは自分たちで、地域でできることは地域で行い、自分たちや地域でできないことを行政が支える「自助・共助・公助」の考えを基本に、個人、地域、行政がそれぞれの役割の果たす“みんなで支えあうまち”をめざします。

第2章 上里町の将来像

第4次上里町総合振興計画では、町の将来像を「人と自然が響きあう“ハーモニーガーデン上里”」と定め、豊かな自然と商工業の発展の調和を図りながら、まちづくりを進めてきました。

第5次上里町総合振興計画では、本町のまちづくりの様々な場面で「ハーモニー」の趣旨が普及し、言葉が定着していることから、その言葉を活かしつつ、さらなる発展を図るため本町の将来像を以下のとおり掲げます。

上里町の将来像

ひと・まち・自然が共に輝く “ハーモニータウン かみさと”

この将来像は、できるだけ多くの住民にまちづくりに親しみを持ってもらえるよう、シンプルでストレートなフレーズとしました。

住民一人ひとり、地域コミュニティ、そして自然が有機的に連携し、それぞれの魅力を引き出しあいながら、保健・医療・福祉の充実、生活環境の整備、産業の振興、教育の充実など各分野の施策がバランスよく推進され、調和のとれた「ハーモニータウン」が形成され、住民一人ひとりの希望するライフスタイルが実現し、笑顔輝くまちをめざしていきます。

本格化し始めた人口減少・超少子高齢化の過程で生じる様々な課題に、住民と行政が協働で立ち向かい、本町のさらなる創造・発展を図り、「ひと・まち・自然が共に輝く “ハーモニータウン かみさと”」を創っていきます。

Ⅱ 基本構想

第3章 政策の方向

将来像と、5つの基本理念のもとに、20の基本目標を掲げます。

■ 施策の体系図



1 健やかで安心なまち

基本目標1 保健・医療の充実

目標とする姿

住民一人ひとりが自ら健康づくりに取り組み、適切に健康管理を行っています。

健康づくりには、「自らの健康は自らつくる」という理念のもと、住民一人ひとりが意識や関心を高め、実践・継続していくとともに、そうした活動を地域で支え、地域の健康レベルを向上させていく取組が重要です。本町では、平成28年度（2016年度）に日本女子体育大学との間に締結した包括的連携により事業を推進しています。

そして、健康診査や各種検診の受診による健康管理の徹底と意識啓発に努めるとともに、適切な食生活、適度な運動、心の健康の3領域に重点を置いた健康づくり活動の促進に努めます。

また、地域の医療機関の協力を得ながら、安心して医療を受けられる体制の確保・強化と、国民健康保険・後期高齢者医療制度の適切な運営に努めます。

施策分野

◆健康増進事業等の推進 ◆国民健康保険等の健全運営 ◆地域医療の確保・強化

基本目標2 地域福祉の充実

目標とする姿

地域で支えあいながら、誰もがいきいきと充実して暮らしています。

生活に困窮している、障害がある、虐待等の人権侵害を受けている、災害時に孤立する恐れがあるなど、支援が必要な状態にある住民を、ボランティア・地域住民・公的サービスのネットワークで見守り、支え、誰もがいきいきと安心して暮らせるまちづくりを進めます。

また、国と連携しながら、国民年金の受給権の確保に努めます。

施策分野

◆権利擁護の推進 ◆地域福祉活動の活性化 ◆国民年金の啓発・相談の推進
◆低所得層支援の充実

Ⅱ 基本構想

基本目標3

子ども・子育て支援の充実

目標とする姿

地域全体で子育てを支え、子どもたちがすくすくと育っています。

妊娠・出産期、乳幼児期に親が安心して子育てができ、子が健やかに成長できるような環境づくりに努めます。

本町に暮らす若者が、この町で子どもを産み育てたいと思えるよう、育児不安の解消や、親と子の健全な発達を支援する母子保健事業をきめ細やかに展開するとともに、保育所、幼稚園での保育・教育の充実、児童館等での学びと遊びの充実、さらには子育てを支援するボランティアのネットワークの強化により、地域全体で子どもたちを育てていきます。

また、晩婚化・非婚化による少子化の抑制・緩和対策にも取り組みます。

施策分野

- ◆母子保健事業等の推進
- ◆就学前教育・保育の充実
- ◆子育て支援の充実
- ◆ひとり親家庭支援の充実
- ◆少子化対策の推進

基本目標4

高齢者福祉・介護の充実

目標とする姿

高齢者が健康な状態を長く保ち、社会活動に参画し、いきいきと安心して暮らしています。

高齢期になっても健康な状態を長く保ち、要介護状態や認知症にならないよう介護予防の取組を推進するとともに、介護が必要になった高齢者が必要なサービスを受けながら地域で安心して暮らせるよう、「地域包括ケアシステム」の構築に努めます。

また、地域での社会活動への参画を促し、生きがいのある充実した暮らしが送れるよう支援に努めます。

施策分野

- ◆介護予防の推進
- ◆地域包括ケアの推進
- ◆介護保険サービスの充実
- ◆高齢者福祉の充実

基本目標5

障害者(児)福祉の充実

目標とする姿

障害者(児)が地域で支えられながら、いきいきと自立して暮らしています。

障害者(児)一人ひとりの生活課題にきめ細かく対応し、障害者(児)が地域で自立していきいきと暮らせるよう、障害者総合支援法や児童福祉法による福祉サービスとその他の福祉サービスの充実に努めるとともに、地域の支えあいを強化していきます。サービスや支えあいによる支援に際しては、ソーシャル・インクルージョン(社会的包摂)の視点に立ち、福祉、教育、雇用などあらゆる分野での合理的配慮の実施を啓発していきます。

施策分野

◆障害者(児)支援の理解と促進 ◆障害福祉サービスの充実 ◆生活支援の推進



町立空の杜保育園

Ⅱ 基本構想

2 快適で安全なまち

基本目標6

都市基盤の充実

目標とする姿

生活の基盤として持続可能な都市が実現し、住民が快適に生活しています。

住民が快適に暮らし、産業が持続的に発展するよう、長期的な都市計画のもと、都市基盤の充実に努めます。

本町の都市核である神保原駅周辺の都市機能の向上を図るとともに、上里サービスエリア周辺地区（以下、愛称の「このはなパーク上里」と表記）の生産機能や観光・交流機能の向上に努めます。

道路については、円滑な自動車交通の確保と歩車分離による交通安全の強化を図るため、広域交通軸を強化する国道17号本庄道路の整備と県道の整備を促進するとともに、本町の骨格を形成する幹線町道や身近な生活道路の整備・充実に努めます。

また、橋りょうの長寿命化を推進するほか、地域公共交通網の利便性を向上させ、持続可能な地域公共交通の実現に努めます。

施策分野

- ◆道路・橋りょうの整備・維持管理
- ◆都市計画の推進
- ◆持続可能な地域公共交通の整備
- ◆安全で快適な歩行空間の整備

基本目標7

情報基盤・発信力の強化

目標とする姿

充実した情報基盤が整備され、住民は効率的に必要な情報を入手できています。

住民の誰もが、効率よく本町の情報に接することができるように、公共の場における情報基盤の整備を推進します。

情報発信の方法についても、SNS^{*1}等を積極的に活用し、これまで届きにくかった人々まで情報が届くよう、発信手段の多元化を推進します。

また、情報の適正管理に努めながら、行政内部における情報管理の効率化を図ります。

施策分野

- ◆窓口手続きのオンライン化と情報発信の充実
- ◆デジタル・インクルージョン^{*2}の実現

※1 SNS：Social Networking Serviceの略で、人と人とのつながりを促進・サポートする、コミュニティ型のWEBサイト。

※2 デジタル・インクルージョン：デジタル技術を利用することで必要な情報を得て、その情報を適切に解釈・利用できる状態になり、誰もが取り残されることなく、デジタル技術の恩恵を得られること。

基本目標8

環境保全の推進

目標とする姿

豊かな自然が保全され、水や生態系、エネルギーの循環が健全に保たれています。

豊かな自然や、美しい景観、そして健全な生態系を次世代に引き継いでいくために、住民と行政が協働しながら、環境保全の取組を推進するとともに、3R^{*}の啓発と広域によるごみの適正処理を促進していきます。

また、河川や海洋の汚染を防止するため、公共用水域水質の環境保全を目的として、公共下水道・合併処理浄化槽の一層の普及や、農業集落排水の適切な維持管理を図るとともに、広域によるし尿の適正処理を引き続き促進していきます。さらに、多様なエネルギーの活用に関する取組を推進していきます。

施策分野

- ◆環境保全の推進
- ◆適切なごみ処理の推進
- ◆生活排水処理対策の推進
- ◆多様なエネルギーの活用

基本目標9

快適な住環境の確保

目標とする姿

充実した住宅、水道、公園などにより、快適な生活を送っています。

住民が安心・快適に暮らし続けられるよう、住宅、水道、公園等を適切に整備し、快適な住環境の確保に努めます。

住宅については、町営住宅の適切な維持管理と長寿命化を図るとともに、耐震化の促進、景観の誘導、空き家対策など、魅力ある住生活に必要な施策を検討していきます。

水道については、安全でおいしい水を安定的に供給するため、水道施設や管路の更新、耐震化を推進します。

公園・緑地については、遊び場や憩いの場としてだけでなく、災害時の緊急避難場所、火災の延焼緩衝帯など多面的な役割があるため、機能の充実と維持管理に努めます。

施策分野

- ◆町営住宅の維持管理
- ◆魅力ある住生活の確保
- ◆水道の安定供給
- ◆公園・緑地の充実

※ 3R：リデュース（廃棄物の発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再資源化）の3要素を表し、環境と経済が両立した循環型社会を形成していくためのキーワード。

Ⅱ 基本構想

基本目標10

消防・防災の強化

目標とする姿

住民の強い防火・防災意識のもと、安全・安心な消防・防災体制が整っています。

住民の生命・身体・財産を守るためには、強い消防力が不可欠です。広域行政による常備消防と住民で構成する消防団、医療機関等が連携しながら、多様化する消防・救急要請に迅速・的確に対応できる体制の維持・強化に努めます。

防災については、大災害時では、初動期の地域での自主的な避難・救助が重要であるため、自主防災組織^{*}の育成・強化を図るとともに、情報伝達、避難誘導、避難所の開設・運営、広域的な応援・受援など、初動体制の確立・強化に努めます。

施策分野

- ◆消防・救急体制の維持・強化
- ◆地域防災体制の強化

基本目標11

防犯・交通安全対策の強化

目標とする姿

犯罪や交通事故の発生率が少ない状態を継続しています。

多様化、巧妙化する犯罪の発生を予防し、被害を防ぐため、引き続き地域ぐるみで防犯活動を展開するとともに、必要な防犯対策を推進していきます。

交通安全については、県内でも高水準に推移する交通事故発生率を低く抑えることを目標に、住民への啓発活動を引き続き推進するとともに、交通安全施設の充実などに努めます。

施策分野

- ◆地域防犯活動の推進
- ◆交通安全対策の推進

※ 自主防災組織：住民が地域の防災活動を行うため、町内の各行政区等で自主的に組織された団体で、災害対策基本法において「住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織」として位置づけられている組織。

3 実り豊かなまち

基本目標12 農業の振興

目標とする姿

優良な農産物を安定して生産し、農業の多面的機能を発揮しています。

本町は、大規模に圃場が整備され、パイプラインで安定供給される農業用水を利用して、野菜、米・麦、畜産、果樹・花きがバランスよく市場に供給される県内でも有数の営農地帯であり、今後も、担い手の確保、農地の有効活用、生産基盤の強化などを進め、安全・安心・高品質な農産物の安定生産を図ります。

また、「6次産業化*」や、直売・ネット販売、観光農園・農村公園などの取組により関連産業への波及を図り、「かみさとブランド」の確立をめざすとともに、環境保全、食育など、多面的な機能の発揮に努めます。

施策分野

- ◆担い手の確保
- ◆農地の有効利用
- ◆生産基盤の強化と経営の安定化の促進
- ◆「かみさとブランド」の確立

基本目標13 商工業の振興

目標とする姿

大企業と中小企業が共存し、地域の活力が維持されています。

大企業や大型小売店の立地は、地域に高い雇用創出効果をもたらすとともに、地域住民が豊富な品ぞろえの中から、より好ましい商品・サービスを選択できるという利点があります。しかし、小さくとも経営主体（本社）が町内にある企業・店舗の立地は、地域経済の振興に不可欠であり、大企業と中小企業が共存できるまちづくりをめざしていきます。そのためには、地元経営者・従業員が創意工夫し、多様なビジネスモデルを絶えず開拓していくことが重要であり、町商工会等と連携しながら、起業・新分野進出への支援を推進します。

また、恵まれた立地を活かし、地域の活性化につながる企業の誘致を推進します。

施策分野

- ◆経営安定化への支援
- ◆起業・新分野への進出の促進
- ◆企業誘致の推進

※ 6次産業化：農産物等について、加工から流通・販売までを行い、経営体質の強化を図る手法。

Ⅱ 基本構想

基本目標14

観光・交流のまちづくりの推進

目標とする姿

上里町が知名度を上げ、訪問客が多く訪れ、賑わいのあるまちになっています。

観光・交流は、地域経済への波及効果が期待できるとともに、地域住民の誇りや郷土意識の醸成、地域文化の振興などが期待でき、多面的な機能を持っています。

上里スマートインターチェンジは、観光・交流の振興に大きな役割を果たすと期待されており、「このはなパーク上里」には、物販・飲食や食品工場見学などの広域集客施設が出店しています。町内、町外の多くの方々から愛される観光拠点となるよう、整備方針に基づく整備により、効果的な集客につなげていきます。

また、広域で連携しながら、地域の観光資源の発掘・魅力化に努めます。

施策分野

- ◆観光拠点の充実
- ◆交流人口と関係人口の増加

基本目標15

雇用対策の推進

目標とする姿

すべての就業者が、仕事と生活の調和のもと、職場でいきいきと輝いています。

ハローワークなど関係機関と連携しながら、雇用の創出といきいきと働き続けられる職場環境づくりに努めます。

施策分野

- ◆雇用の安定
- ◆就労環境の改善

4 人が輝くまち

基本目標16

学校教育の充実

目標とする姿

家庭・学校・地域の教育力を結集し、一人ひとりの学びと夢を応援し、子どもを認め、鍛え、育みます。

基礎・基本の徹底により確かな学力の定着を図るとともに、伝統と文化を尊重し国際性を育む教育、情報教育など時代の進展に対応する教育を推進します。また、職場体験などにより、子どもたちが自立して生きていくための力を育みます。

道徳教育や体育・健康教育の充実により、子どもたちの豊かな心、健やかな体を育むとともに、いじめや不登校などへの対策の強化に努めます。

家庭・学校・地域がともに知恵を出しあい、学校運営に意見を反映させることで、協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え、学校運営協議会（コミュニティスクール）を進めます。

施策分野

◆教育内容の充実 ◆児童生徒の個に応じた支援体制の充実 ◆教育環境の整備

基本目標17

生涯学習の充実

目標とする姿

多様な生涯学習、文化・芸術活動が展開され、成果がまちづくりに活かされています。

住民一人ひとりが、それぞれの年代や興味・関心、ライフスタイルに応じて、多様な生涯学習、文化・芸術活動に取り組んで生活を楽しむとともに、成果がまちづくりに還元され、本町の発展につながるよう、ニーズに沿った講座の展開やイベントの開催、継続的に活動する自主グループの育成・支援、読書環境の充実に努めます。

また、郷土資料館を拠点に、歴史・文化の保全と活用を図るとともに、多様な機会を通じて住民の文化・芸術活動の振興に努めます。

施策分野

◆教育内容の充実 ◆教育環境の整備 ◆図書館の充実 ◆歴史・文化の保全と活用
◆文化・芸術の振興

Ⅱ 基本構想

基本目標18

生涯スポーツの振興

目標とする姿

多様なスポーツ活動が展開され、健康で充実した生活を送る人が増えています。

誰でも日常的に多様なスポーツ・レクリエーション活動に参加し、人々との交流を楽しみ、心豊かに過ごせるよう、ニーズに沿った講座の展開やイベントの開催、継続的に活動する自主グループの育成・支援を進めます。

とりわけ、子どもから高齢者まで、多くの住民が楽しく継続して体を動かすことができるよう、日本女子体育大学との包括定期連携に関する協定書に基づき、「こむぎっち体操」の普及活動やウォーキングの奨励などを通じた軽スポーツ・レクリエーションの振興に努めます。

施策分野

◆スポーツ・レクリエーション活動の促進



埼玉西武ライオンズベースボールチャレンジ（賀美小学校）

5 みんなで支えあうまち

基本目標19

住民自治の振興

目標とする姿

住民一人ひとりが主体的に地域課題の解決に取り組み、支えあっています。

日頃からのあいさつ、声かけ、見守りや地域コミュニティでの共同作業などを奨励し、自助・共助による住民力の維持・強化を図っていきます。

また、自助・共助で解決できない生活課題に公助が的確に対応できるよう、行政制度・サービスの積極的な広報ときめ細やかな広聴活動を展開するとともに、住民と行政の協働のまちづくりを推進していきます。

さらに、ダイバーシティ（多様性）をまちづくりの活力に変えていくことに取り組み、性別、年齢、人種、障害を超えて、すべての人がその力を最大限発揮できる社会環境づくりを推進します。

施策分野

- ◆地域活動の活性化
- ◆広報・広聴の充実
- ◆人権啓発・教育の推進
- ◆男女共同参画の推進
- ◆多文化共生の推進

基本目標20

健全な行財政運営の推進

目標とする姿

職員一人ひとりの能力が最大限に発揮され、健全な行財政運営が行われています。

住民ニーズの多様化などに対応するために、PDCAサイクルによる行政評価の確立と職員の意識改革や能力開発を積極的に推進し、自立した行政組織の確立に努めます。また、行政デジタル化を推進することで効率的な行政運営を進めます。

財政については、税の収納対策や産業の活性化などにより、自主財源の確保を図るとともに、経常経費の節減や公共施設等の総合管理の推進などにより、健全な財政運営に努めます。

また、定住自立圏構想等に基づき、広域連携を推進していきます。

施策分野

- ◆健全で効率的な行政組織づくりの推進
- ◆健全な財政運営の推進
- ◆広域連携の推進

Ⅱ 基本構想

基本目標とSDGsの関係性（17のゴールの詳細は7ページを参照）

以下の表は、総合振興計画の基本目標とSDGsの17のゴールの関係を示しています。

1 健やかで安心なまち																
1 保健・医療の充実			3													
2 地域福祉の充実	1		3							10	11					
3 子ども・子育て支援の充実	1		3	4	5					10						
4 高齢者福祉・介護の充実			3								11					
5 障害者（児）福祉の充実			3	4						10	11					
2 快適で安全なまち																
6 都市基盤の充実									9	10	11					
7 情報基盤・発信力の強化									9	10	11					
8 環境保全の推進						13						12	13	14	15	
9 快適な住環境の確保					6						11					
10 消防・防災の強化			3								11		13			
11 防犯・交通安全対策の強化			3	4												
3 実り豊かなまち																
12 農業の振興		2							8	9					15	
13 商工業の振興									8	9						
14 観光・交流のまちづくりの推進									8	9						
15 雇用対策の推進									8							
4 人が輝くまち																
16 学校教育の充実				4	5					10						
17 生涯学習の充実				4												
18 生涯スポーツの振興			3													
5 みんなで支えあうまち																
19 住民自治の振興										10	11				16	17
20 健全な行財政運営の推進										10						17

第4章 土地利用基本構想

1 土地利用の基本方針

土地は、将来にわたっての住民の生活や生産活動の基盤であり、長期的視点に立ち、秩序ある合理的な利用が求められます。そのため、現在の利用形態や法規制の状況を踏まえつつ、自然環境の保全やコンパクトで効率的な市街地の形成を進めるため、町域を3つのゾーンと7つの地域に分け、計画的な土地利用の誘導を図ります。

2 区分別の利用の方向性

(1) 市街地ゾーン

ア) 複合住宅地域

既存の沿道型商業・サービス施設や商店街を活かすとともに、商業・業務機能等の立地を誘導し、居住機能と商業・業務機能とが調和して共存する快適な中心市街地を形成する土地利用の誘導を図ります。

神保原駅周辺の市街地は、既存の都市機能や都市基盤を最大限に活用するとともに、「まちの顔」にふさわしい快適で賑わいのある市街地を形成します。

イ) 一般住宅地域

買い物・医療・福祉・教育などの日常生活に必要なサービスを身近に享受することができるよう、地域の特性に応じた都市機能の適正な配置や土地利用の誘導を図ります。

ウ) 産業地域

魅力ある就労環境の創出にむけて今後の産業動向を踏まえた土地利用の誘導を図り、機能充実に努めます。工業団地としての就業環境の質的向上と、住宅と工業が混在する居住環境が調和した土地利用をめざします。

Ⅱ 基本構想

（２）田園集落・農用地ゾーン

ア）田園集落地域

既存の集落地を中心に農地や自然との共存を前提として、営農環境と居住環境が調和し、緑豊かな環境に囲まれた快適な田園集落地域の維持・形成を図ります。

集落地等においては、公民館周辺等を中心に、地域コミュニティの活性化、生活利便性の向上に資する土地利用の誘導にむけて、農業振興に関する各種制度の活用等、地域の実情に応じた土地利用の誘導方策を検討します。

農業振興施策と連携して、農業生産の基盤である優良農地の適切な保全や遊休農地の活用を図ります。

イ）土地利用検討地域

用途地域外で土地利用の転換が見込まれる地域において、秩序ある土地利用の誘導を検討します。

（３）水辺環境保全ゾーン

ア）レクリエーション地域

上里町烏川神流川総合運動公園及び宮多目的広場サッカー場周辺については、スポーツ施設としての利便性の向上と機能の充実を図ります。

上里スマートインターチェンジの西側については、広域交流拠点である上里スマートインターチェンジ周辺と一体的な利用が図れるよう、レクリエーション拠点として整備を検討します。

イ）水辺保全地域

神流川や烏川・利根川における自然環境の保全を図ります。



■ 土地利用構想図

【市街地ゾーン】

- 複合住宅地域
- 一般住宅地域
- 産業地域

【田園集落・農用地ゾーン】

- 田園集落地域
- 土地利用検討地域

【水辺環境保全ゾーン】

- レクリエーション地域
- 水辺環境保全地域

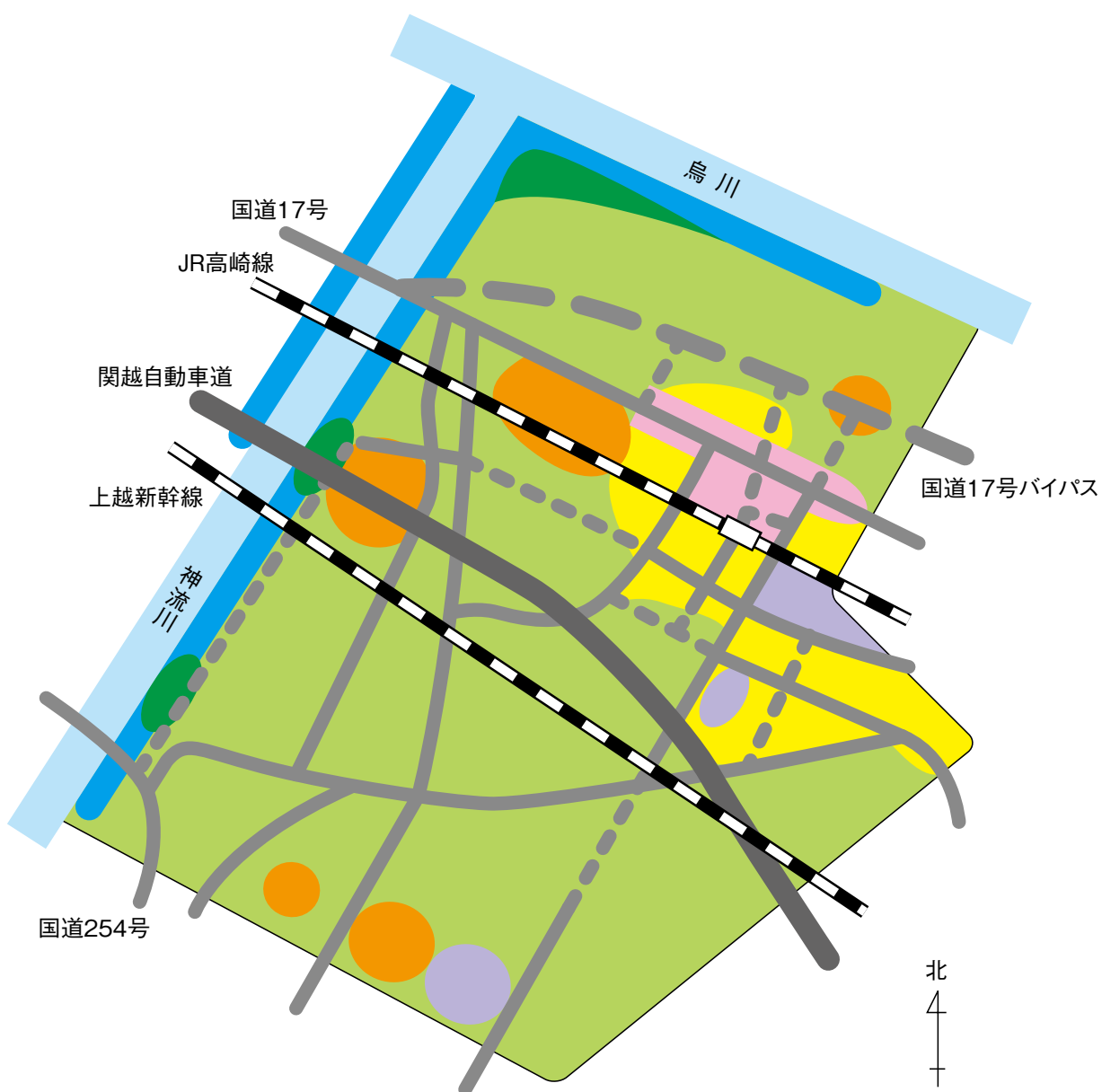
● 広域幹線道路・高速道路

● その他の主要道路

● ● 計画広域幹線道路

● ● ● ● 計画主要道路

■ ■ ■ ■ JR高崎線・上越新幹線



基本理念1 健やかで安心なまち

基本理念2 快適で安全なまち

基本理念3 実り豊かなまち

基本理念4 人が輝くまち

基本理念5 みんなで支えあうまち

基本計画

基本理念 1

健やかで安心なまち

基本目標 1 保健・医療の充実

基本目標 2 地域福祉の充実

基本目標 3 子ども・子育て支援の充実

基本目標 4 高齢者福祉・介護の充実

基本目標 5 障害者（児）福祉の充実

Ⅲ 基本計画

基本理念 1 健やかで安心なまち

基本目標 1

保健・医療の充実

関連するSDGs



目標とする姿

住民一人ひとりが自ら健康づくりに取り組み、適切に健康管理を行っています。



基本方針

- 住民が自ら積極的に健康づくりを実践できるよう、支援していきます。
- 国民健康保険・後期高齢者医療の安定した事業運営に努めます。
- 住民が安心して医療を受けられる体制の維持・強化に努めます。

数値目標

指 標 名	基 準 値	目 標 値	備 考
	令和2年度	令和8年度	
健康寿命	男性 82.76 歳 女性 86.05 歳 (令和元年)	男性 83.07 歳 女性 85.89 歳 (令和6年)	総合戦略の目標※
「たまる健★幸マイレージ」 参加者数	797 人	800 人 (令和6年度)	総合戦略の目標

現状と課題



- 現代社会では、急速な少子高齢化による社会構造の変化、生活環境や食生活の多様化による生活習慣病などの疾病構造の変化など、私たちの健康を取り巻く環境も大きく様変わりしています。このような状況においては、健康を守るための施策を充実させるとともに、一人ひとりが自分の健康に関心を持ち、自分にあった健康づくりを主体的に進めていくことがさらに重要となります。アンケート調査結果からも、「保健・医療の充実」は最も重要度が高い施策となっています。このため、住民の健康づくりを支援できる町をめざして「上里町健康づくり推進総合計画」を策定しています。この計画に掲げた目標の実現をめざし、食生活改善推進員など地域住民の協力を得ながら、地域全体で健康づくりを推進する機運を醸成し、取組の活性化を図っていくことが期待されます。
- 国民健康保険・後期高齢者医療の安定運営にむけ、資格や給付の適正化や、特定健康診査・特定保健指導による疾病予防・重症化防止を推進していくことが重要です。

※ 「総合戦略の目標」とは、「第2期上里町まち・ひと・しごと創生総合戦略の目標」を指す。

- 地域医療については、本庄市児玉郡医師会による病院群輪番制や在宅当番医制、休日急患診療所の運営に構成市町とともに負担金を拠出し、安心な医療の確保に努めています。今後も、地域の医療機関等と連携しながら、安心して医療が受けられる体制の維持・強化を図ることが求められます。
- 新型コロナウイルス感染症が拡大した際には、参加人数などを制限しなくてはならない事業が多くありました。今後の事業内容については、感染症対策を踏まえた内容のものへと変更していくことが求められます。

具体的な取組

施策項目 1-1

健康増進事業等の推進（総合戦略基本目標 4-(2)-②ア）

上里町健康づくり推進総合計画に基づき、保健分野を軸に福祉・生涯学習・スポーツ分野が連携して、多様な健康増進事業を推進し、住民一人ひとりが、自ら健康行動を実践できるよう支援します。

疾病の早期発見と生活習慣病等の予防を図るため、健康ガイドブックなどの媒体や、健康マイレージ事業、健康づくりに関わる人材の育成などを通じて、本町の取組の周知と参加促進を図るとともに、検（健）診の受診勧奨など、疾病の早期治療や重度化防止につながる取組を強化していきます。

また、特に高齢者については、保健事業と介護予防の一体的な実施を推進します。

〔主な取組・事業〕

- ◆検診事業（胃・大腸・肺・子宮・乳がん、歯周疾患、骨粗しょう症、肝炎） ◆健康教室
- ◆健康相談 ◆食育の推進 ◆人材の育成（各種サポーター）
- ◆かみさと「たまる健★幸マイレージ事業」 ◆高齢者予防接種事業（インフルエンザ、肺炎球菌）

施策項目 1-2

国民健康保険等の健全運営（総合戦略基本目標 4-(2)-②イ）

国民健康保険・後期高齢者医療については、資格や給付の適正化、ジェネリック医薬品の啓発などにより、事業費の低減に努めるとともに、被保険者の疾病の早期発見を図る人間ドック・脳ドック等の受診支援を引き続き推進します。

特定健康診査・特定保健指導については、受診しやすい環境づくりに努め、受診率向上を図るとともに、データヘルス計画等による受診データの系統的な分析を行いながら、効果的な保健指導の実施に努めます。

また、埼玉県国民健康保険運営方針を踏まえ、県と連携しながら国民健康保険の健全運営に努めます。

〔主な取組・事業〕

- ◆国民健康保険の運営 ◆後期高齢者医療事務事業 ◆特定健康診査・特定保健指導事業
- ◆国保生活習慣病重症化予防対策事業

Ⅲ 基本計画

基本理念 1 健やかで安心なまち

施策項目 1－3 地域医療の確保・強化（総合戦略基本目標 4-(2)-③）

埼玉県北部保健医療圏、本庄市児玉郡の構成市町として、医師会や県と連携し、地域医療の確保・強化に努めます。また、群馬県との連携の維持・強化にも努めます。

さらに、感染症対策には全庁的に取り組み、災害時救護など、健康危機管理についても、関係機関と協働で取組を進めていきます。

〔主な取組・事業〕

- ◆負担金・補助金等の拠出（休日急患診療所、病院群輪番制、在宅当番医制、小児救急、県外小児後方支援病院、救命救急センター、年末年始休日急患歯科診療、医師派遣、二次救急支援）
- ◆新型インフルエンザ等対策の推進 ◆災害時の医療救護の体制整備

住民の役割

- 規則正しい生活リズムのもと、栄養バランスのよい適量の食事、定期的な運動・身体活動、禁煙と節度ある飲酒、ストレスの解消等に努めることにより、自らの健康づくりを実践します。
- 適正な受診、健（検）診等を確保するため国、県、町が周知する感染症対策を実践します。



たまる健★幸マイレージ事業



新型コロナウイルスワクチン接種

基本目標2

地域福祉の充実

関連するSDGs



目標とする姿

地域で支えあいながら、誰もがいきいきと充実して暮らしています。



基本方針

- 支援が必要な状態にある住民を、自助、共助、公助の役割分担により支えあい、誰もがいきいきと安心して暮らせるまちづくりを進めます。

数値目標

指 標 名	基 準 値	目 標 値	備 考
	令和2年度	令和8年度	
ボランティア活動への参加割合	12.9%	15%	総合振興計画 アンケート
助けあいの仕組みができている と感じる人の割合 (そう思う、ややそう思うの合計)	31.2%	35%	総合振興計画 アンケート
地域の集まりの場団体数	18 団体	25 団体 (令和6年度)	総合戦略の目標

現状と課題



- いつまでも住み慣れた地域で安心して暮らしていくために、生活課題をまずは自助努力や地域の協力で解決するように努め、それが困難な時には公的支援で支える「自助・共助・公助」のまちづくりが求められています。また、心身の状況や社会的立場の違いを認めあう、差別や人権侵害のないまちをめざしていく必要があります。そしてこれらを通して、地域共生社会※の実現も求められています。
- 本町では、住民と行政の役割分担のもと、各行政区等を単位とした住民自治活動、町社会福祉協議会や各種のボランティア団体、民生委員・児童委員などによる地域福祉活動、学校・保育所・幼稚園や社会教育、職域などでの人権教育・人権啓発活動を推進しています。一方で、これらの地域活動の担い手が不足してきており、人材の育成と確保が課題となっています。

※ 地域共生社会：制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のこと。

Ⅲ 基本計画

基本理念 1 健やかで安心なまち

- 少子高齢化や高度情報化、国際化など、社会が急速に変化する中で、虐待防止や、判断能力が十分でない人の権利擁護、ひきこもりなどの社会的孤立の防止、女性や子どもの相対的貧困という社会的問題の解消、在住外国人との多文化共生など、様々な課題が顕在化しており、地域において必要な支援を進めていくことが求められています。
- 新型コロナウイルス感染症の影響では、民生委員・児童委員等による高齢者見守の活動制限や、各地区のふれあいサロン活動の中止等、従来の活動が困難な状態となりました。感染症対策をとりながら、新しい形の地域福祉活動を考える必要があります。
- さらには同感染症の影響により、経済活動や家計状況の悪化に対しても、支援や施策の推進が必要となりました。アンケート調査からも、「経済的困窮者への支援」は、満足度が低く、重要度が高い施策となっており、重点的に取組を進めていくことが求められています。

具体的な取組

施策項目 2-1 権利擁護の推進

虐待や暴力などの未然防止と早期発見、早期対応を図るため、関係機関が連携しながら密な虐待等防止ネットワークづくりに努め、住民の人権擁護に努めます。また、認知症の人や知的・精神障害者など、判断能力が不十分な人の権利を擁護する成年後見制度の普及に努めます。

〔主な取組・事業〕

- ◆虐待等防止ネットワークの運営（高齢者・障害者・子ども・配偶者等暴力）
- ◆成年後見制度利用支援事業

施策項目 2-2 地域福祉活動の活性化（総合戦略基本目標 4-(3)-①・②）

近年の集中豪雨や台風による大規模災害から、地域で支えあうことの重要性が再認識されており、上里町社会福祉協議会や行政区、各種ボランティア団体、民生委員・児童委員などと連携しながら、身近な地域を単位とした住民相互の支えあい活動や交流活動を促進していきます。そして、これらの取組をつなげ、地域共生社会の実現に努めていきます。

さらに、複合的な課題や狭間のニーズに対応するために、重層的支援体制の整備を推進していきます。その一つとして総合相談支援体制の構築に取り組みます。

〔主な取組・事業〕

- ◆社会福祉協議会支援事業 ◆民生委員・児童委員の活動支援 ◆地域福祉計画の策定・推進
- ◆ふれあいサロン活動の促進（社協） ◆総合相談支援体制の構築
- ◆避難行動要支援者への支援策の推進

施策項目 2-3 国民年金の啓発・相談の推進

住民の年金受給権の確保を図るため、日本年金機構と連携し、制度の意義や内容について啓発・相談活動を推進していきます。

〔主な取組・事業〕

◆国民年金事務事業 ◆趣旨普及事業

施策項目 2-4 低所得層支援の充実

県福祉事務所による生活保護支給事務、生活困窮者自立支援事業に、基礎的自治体として協力し、低所得の住民の生活の安定と自立促進を図るとともに、町社会福祉協議会による生活福祉資金貸付などのサービスの周知に努めます。

〔主な取組・事業〕

◆生活福祉資金貸付（社協） ◆母子及び父子並びに寡婦福祉資金の貸付（県）
◆生活困窮者自立支援事業（県） ◆フードバンク活動（社協）

住民の役割



- 福祉について学び、また地域コミュニティに関心を持ち、ボランティア活動などに積極的に参加します。



SEO 賀美安心サポートの会

Ⅲ 基本計画

基本理念 1 健やかで安心なまち

基本目標 3

子ども・子育て支援の充実

関連するSDGs



目標とする姿

地域全体で子育てを支え、子どもたちがすくすくと育っています。



基本方針

- 家庭、保育所・幼稚園などの施設、地域が連携し、子どもたちが健やかに成長し、安心して子どもを産み育てられる環境づくりを進めます。

数値目標

指 標 名	基 準 値	目 標 値	備 考
	令和2年度	令和8年度	
合計特殊出生率	1.10 (令和元年)	1.25 (令和6年度)	総合戦略の目標
不妊治療助成件数	125 件 (平成28～令和元年度累計)	150 件 (令和2～6年度累計)	総合戦略の目標
保育所待機児童数	8 人	0 人 (令和6年度)	総合戦略の目標
児童クラブ待機児童数	2 人	0 人 (令和6年度)	総合戦略の目標
地域子育て支援拠点利用者数	1,330 人	2,830 人 (令和6年度)	総合戦略の目標
ファミリー・サポート・センター 利用回数	371 回	400 回 (令和6年度)	総合戦略の目標
子育て支援ページの閲覧数	38,750 件	45,000 件 (令和6年度)	総合戦略の目標
第3子以降保育料等軽減対象者数	112 人	112 人 (令和6年度)	総合戦略の目標
新生児聴覚検査	166 人	810 人 (令和2～6年度累計)	総合戦略の目標
妊婦歯科健診受診率	30.4%	45% (令和6年度)	総合戦略の目標
5歳児健康相談受診率	90.8%	94% (令和6年度)	総合戦略の目標
子ども食堂の設置数	1 か所	5 か所 (令和6年度)	総合戦略の目標

指 標 名	基 準 値	目 標 値	備 考
	令和2年度	令和8年度	
いのちの大切さ出前講座、講演会参加者数	213 人	1,711 人 (令和2～6年度累計)	総合戦略の目標
婚活パーティーへの上里町市民の参加者数(町内への就業者を含む)	1 人	50 人 (令和2～6年度累計)	総合戦略の目標

現状と課題

- 乳幼児期は人間の一生のうちで心身共に最もめざましく発達し、人間形成の基礎を培う大事な時期です。子どもたちが健やかに育つためには、子どもたち一人ひとりが、安全・安心な環境のもと、いきいきと活動できる地域づくりが重要です。また、子育ての喜びを感じ、親子がともに成長していくためには、ゆとりを持って子育てができる地域づくりが重要です。さらに、アンケート調査結果からも、「子ども・子育て支援の充実」は満足度も重要度も高い施策となっており、引き続き重点的に取り組む必要があります。
- こうした認識のもと、本町では、親と子の健康支援を担う保健センター、公立・私立の保育所・幼稚園、児童館・放課後児童クラブ、子育てに関わる住民ボランティアなど、各施設・機関と家庭、地域が連携し、地域ぐるみで子どもたちを支え、育てる取組を推進しています。
- 今後も、こうした地域の子育て力の維持・強化に努め、結婚・妊娠・出産・子育てに関する悩み・不安の解消と子どもたちの健全育成を図ることが求められます。また、晩婚化・非婚化による少子化を抑制・緩和する対策の強化も求められています。
- 共働き家庭が増えていることから、働きながら子育てができるよう、ワークライフバランスの実現を支援する必要があります。

具体的な取組

施策項目 3-1

母子保健事業等の推進（総合戦略基本目標 3-(2)）

母子保健法に基づき、妊娠・出産・子育て期における親子の健康増進を図るため、関係機関等と連携をしながら各母子保健事業を推進します。妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援のため既存事業や子育て世代包括支援センター機能の充実を図ります。

また、保健部門と教育部門とが連携し、妊娠や出産・育児を通して、命の大切さを思春期から啓発・教育するとともに、不妊治療への支援を強化していきます。

〔主な取組・事業〕

- ◆子育て世代包括支援センター機能の充実 ◆不妊治療への支援 ◆妊産婦の健康支援
- ◆家庭訪問・赤ちゃん全戸訪問 ◆乳幼児健診・2歳6か月児歯科検診等 ◆予防接種
- ◆教室事業（親子教室等） ◆相談事業（赤ちゃん相談、発達相談、ことばの相談、うごきの相談、5歳児健康相談等）

Ⅲ 基本計画

基本理念 1 健やかで安心なまち

施策項目 3-2 就学前教育・保育の充実（総合戦略基本目標 3-(3)-①イ）

子ども・子育て支援事業計画に基づき、保育所・幼稚園においては、公立園と私立園、保・幼・小が密に連携しながら、自然とのふれあいやクラスのお友だち、地域の人々との関わりから、基本的な生活習慣と自己肯定感、協調性を育む教育・保育を推進していきます。

また、引き続き保育所待機者数ゼロを維持し、保育人材の確保に努めるとともに、多様なニーズに対応するため、各種保育サービスを充実していきます。

さらに、子育て世代包括支援センター、児童館や地域子育て支援拠点等の連携により、就学前の育児相談、支援の有無を確認し、就学前の保育、教育の充実に努めます。

〔主な取組・事業〕

- ◆公立保育所の運営 ◆私立保育所・幼稚園の運営支援 ◆子ども・子育て支援給付
- ◆各種保育サービス ◆民間施設の人材確保等への支援 ◆認可保育所、認定こども園の設置

施策項目 3-3 子育て支援の充実（総合戦略基本目標 3-(3)）

子育てに関する相談・情報提供・交流の場として子育て世代包括支援センターを、また、子どもたちが元気に遊び、成長する場として、児童館や地域子育て支援拠点等の充実に努めます。また、放課後や長期休暇中の子どもたちの健全成長の場として、放課後児童クラブ及び児童館の充実を図るとともに、住民の協力を得ながら、放課後子ども教室事業を強化していきます。

さらに、国・県の制度等も活用しつつ、子育て家庭への経済的支援の充実に努めるとともに、ボランティアの協力を得ながら、地域で子育て家庭や子どもたちを支えるネットワークづくりを進めます。

また、子育て世代包括支援センターと新たに設置した子ども家庭総合支援拠点が連携し、妊娠・出産・子育て期と切れ目ない支援を行うとともに、児童虐待をはじめ要保護、要支援児童の早期発見にも努めます。

〔主な取組・事業〕

- ◆児童館の運営 ◆放課後児童クラブの運営・運営支援 ◆放課後子ども教室事業
- ◆地域子ども・子育て支援事業（子育て世代包括支援センター、子ども家庭総合支援拠点、地域子育て支援拠点、ファミリー・サポート・センター等） ◆各種経済的支援（児童手当等）
- ◆子育て支援ネットワークづくりの支援（「子どもと一緒にあそび隊」の育成等）
- ◆児童虐待等要保護児童対策 ◆子どもの人権研修会 ◆青少年健全育成活動の推進
- ◆子ども食堂の支援

施策項目 3-4 ひとり親家庭への支援の充実

ひとり親家庭の子どもたちが健やかに成長できるよう、支援に努めます。また、感染症の拡大などにより経済的支援が必要な場合に、国の支援事業等に適切につないでいくなど、今後必要に応じた施策を検討していきます。

〔主な取組・事業〕

- ◆各種経済的支援（ひとり親家庭等医療費、児童扶養手当、保育料減額等）
- ◆保育所入所選考等でのポイント加算

施策項目 3-5 少子化対策の推進（総合戦略基本目標 3-(1)-①）

晩婚化・非婚化の抑制を図るため、出会いと婚活の支援を強化していきます。

〔主な取組・事業〕

- ◆出会い・婚活サポート事業の展開

住民の役割



- 子どもたちの成長を地域で見守り、子育てする世帯を地域で支えています。
- 子育て世帯は、子どもが健全に成長するように、愛情を持って育て、心配なことは、家族や地域、関係機関に相談します。



子育て世代包括支援センター

Ⅲ 基本計画

基本理念 1 健やかで安心なまち

基本目標 4

高齢者福祉・介護の充実

関連するSDGs



目標とする姿

高齢者が健康な状態を長く保ち、社会活動に参画し、
いきいきと安心して暮らしています。



基本方針

- 地域包括支援センターを中心に、高齢者を地域で支える地域包括ケアを推進していきます。
- 介護予防・生きがいを推進し、高齢者の健康寿命の延伸を図ります。

数値目標

指 標 名	基 準 値	目 標 値	備 考
	令和2年度	令和8年度	
高齢者福祉・介護分野の満足度の割合（満足、やや満足の合計）	21.8%	30%	総合振興計画アンケート
自分自身が健康だと感じる高齢者（60歳以上）の割合（そう思う、ややそう思うの合計）	79.6%	82%	総合振興計画アンケート
こむぎっち ちょっくら健康体操の参加者数	141人	432人 （令和6年度）	総合戦略の目標
見守りキーホルダー登録者数	78人	123人 （令和6年度）	総合戦略の目標
介護保険給付費に占める居宅サービス費の割合	54.9%	58.7%	
要介護等認定者のうち軽度者の割合（事業対象者含む）	50.0%	57.6% （令和6年度）	総合戦略の目標
シルバー人材センター登録者数	234人	240人 （令和6年度）	総合戦略の目標

現状と課題



- 本町の令和3年（2021年）の高齢者人口は約8,600人で、令和7年（2025年）には約9,000人に、団塊ジュニア世代が高齢者となる令和22年（2040年）には約9,870人に増加するものと予想されます。今後も認知症の人や介護が必要な人の増加が続くと予想されるため、介護が必要になっても安心して地域で暮らし続けることができるよう、「介護」「予防」「医療」「生活支援」「住まい」が一体的に提供される地域包括ケアを推進していくことが求められます。
- シルバー人材センター等への支援により、高齢者の多様な活動への参加、健康増進・生きがいづくり、高齢者の働く場・活動の場の充実を図ることが求められます。
- アンケート調査結果からは、「高齢者福祉・介護の充実」は、満足度も重要度も高い施策となっており引き続き重点的に取り組む必要があります。

具体的な取組



施策項目 4-1

介護予防の推進（総合戦略基本目標 4-(2)-①ア）

「こむぎっち ちょっくら健康体操」など、身近な地域で介護予防の取組を継続し、地域のつながりを維持できる環境づくりに努めていきます。また、介護予防・生活支援サービスを推進し、高齢者の日常生活の活動を高め、家庭や社会への参加を促し、一人ひとりの生きがいや自己実現のための取組を支援していきます。

〔主な取組・事業〕

- ◆ 介護予防・日常生活支援総合事業（介護予防ケアマネジメント、訪問型サービス、通所型サービス、「こむぎっち ちょっくら健康体操」の普及、元気ちょっくらサポーター（介護予防サポーター）の養成等）
- ◆ 住民主体の日中の居場所づくりの支援

施策項目 4-2

地域包括ケアの推進（総合戦略基本目標 4-(1)-④）

地域包括ケアシステム推進のため、地域包括支援センターが中心となり、高齢になっても住み慣れた地域で自分らしい生活を可能な限り継続できるよう、生活課題の適切な把握と地域の様々な資源を活用し、課題解決を可能とするサービスの確保に努めます。

〔主な取組・事業〕

- ◆ 地域包括支援センター運営事業 ◆ 地域ケア会議の開催 ◆ 在宅医療・介護連携推進事業
- ◆ 認知症総合支援事業 ◆ 生活支援体制整備事業 ◆ 高齢者見守りネットワークの構築

Ⅲ 基本計画

基本理念 1 健やかで安心なまち

施策項目 4-3 介護保険サービスの充実

民間事業者の協力を得ながら、ニーズに応じたサービス提供量の確保とメニューの多様化、質の高いサービスの提供を促進するとともに、介護認定審査、給付管理、保険料の賦課・徴収など、介護保険制度の安定的な運営に努めます。

〔主な取組・事業〕

◆介護保険サービスの給付 ◆県・関係団体等と連携した介護人材の確保の促進

施策項目 4-4 高齢者福祉の充実

高齢者が、いつまでも地域社会の一員として生きがいを持って暮らせるよう、老人クラブの活動支援、シルバー人材センターの運営支援などに努めるとともに、高齢者の働く場や活動の場の機会の確保を図ります。

また、地域福祉など関連施策との調和を図りながら、介護保険制度枠外の高齢者福祉事業等を引き続き実施していきます。

〔主な取組・事業〕

◆老人クラブ活動補助事業 ◆シルバー人材センター支援事業 ◆老人福祉・生きがい事業

住民の役割



- 要介護状態になることの予防や重度化の防止にむけ、介護予防や健康づくりの事業に積極的に参加します。
- 地域の活動に積極的に参加し、社会の一員としての役割を担うことで生きがいを感じられる生活をめざします。



こむぎっちょ体操 交流大会

基本目標5

障害者(児)福祉の充実

関連するSDGs



目標とする姿

障害者(児)が地域で支えられながら、いきいきと自立して暮らしています。



基本方針

- 障害のある人もない人も、互いに個人の尊厳を重んじ、共に支えあい、共に安心して暮らせるまちづくりを進めます。

数値目標

指 標 名	基 準 値	目 標 値	備 考
	令和2年度	令和8年度	
子どもの発達支援巡回の回数	117回 (平成27～令和元年度累計)	130回 (令和2～6年度累計)	総合戦略の目標
就労移行支援事業により福祉的就労から一般就労に移行した人数	11人 (平成29～令和2年度累計)	13人 (令和4～8年度累計)	

現状と課題



- 平成18年(2006年)の障害者自立支援法の施行と平成25年(2013年)の障害者総合支援法への移行、平成24年(2012年)の児童福祉法の改正などにより、身体・知的・精神の3障害共通のサービス展開、特定の難病を持った方に対しての福祉サービスの支給、就労支援の強化、長期の施設入所・入院から在宅生活への移行、障害児支援の強化といった制度改革がなされ、本町においても、障害福祉サービスのメニューの多様化と提供量の拡大が進みました。しかし、福祉人材不足等の理由により、ニーズに対する受け皿が足りない状況もみられ、確保に努める必要があります。
- 障害者(児)は、一人ひとり、障害の状況や生活課題が異なります。きめ細かく支援ニーズに対応し、地域でいつまでも自立した生活が送れるまちづくりを進めていくことが求められます。
- 障害者の権利に関する条約の批准を受け、平成28年(2016年)4月から障害者差別解消法が施行され、社会的障壁の除去に対する合理的配慮が社会的な義務となりました。福祉サービスのみならず、まちづくりのあらゆる分野で、この理念を実現していくことが求められます。

Ⅲ 基本計画

基本理念 1 健やかで安心なまち

- 障害児の子育て支援等に係る利用ニーズを把握し、障害児やその保護者の希望に沿った支援ができるよう、保育所や認定こども園等における障害児の受け入れ体制の整備が必要となります。また、地域において自立した生活を営めるよう、児童通所サービス支援等の提供体制を確保し、これらのサービスの適切な利用を支える相談支援体制を構築していくことが求められます。
- 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律が令和3年（2021年）9月に施行され、地方自治体の医療的ケア児への支援が努力義務から責務へと変わりました。今後、医療的ケア児のニーズの把握に努めるとともに、関係機関と連携し、支援体制を構築していくことが求められています。

具体的な取組

施策項目 5-1

障害者（児）支援の理解と促進

障害を持つ人も持たない人も、お互いに理解し、協力しあいながら共に豊かな地域社会をつくるという「ノーマライゼーション」の実現にむけて、啓発事業に継続的に取り組むほか、障害者雇用、授産製品等の優先調達、子どもの発達支援、障害者（児）虐待防止のネットワークづくり、ユニバーサルデザインのまちづくり、行事等に障害者（児）が参加しやすい仕組みづくりなどを進めていきます。

〔主な取組・事業〕

- ◆授産製品等の優先調達 ◆障害者の一般就労の促進 ◆子どもの発達支援巡回事業
- ◆障害者虐待防止センターの運営 ◆医療的ケア児への支援等の整備

施策項目 5-2

障害福祉サービスの充実

地域でいきいきと自立した生活を継続していくことができるよう、一人ひとりの障害等の状況に合わせ、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスや児童福祉法による障害児支援サービスのきめ細かな提供を行うことにより、就労や日中活動、移動、住まい、療育・発達支援等といった生活の総合的な支援に努めます。

〔主な取組・事業〕

- ◆障害福祉サービス（自立支援給付・地域生活支援事業）
- ◆障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービス等）
- ◆児玉郡市障害者就労支援センター事業 ◆児玉郡市障害者自立支援協議会の運営

施策項目 5-3 生活支援の推進

障害者総合支援法や児童福祉法以外の生活支援サービスを引き続き提供し、障害者（児）や介助者へのきめ細かな生活支援に努めます。

〔主な取組・事業〕

◆各種支援事業（重度心身障害者医療費、在宅重度心身障害者手当等）

住民の役割



■ 障害のあるなしに関わらず、みんなで支えあうにはどうしたらいいか、学び、考え、自分にできることに参加、協力します。

基本理念 2

快適で安全なまち

基本目標 6 都市基盤の充実

基本目標 7 情報基盤・発信力の強化

基本目標 8 環境保全の推進

基本目標 9 快適な住環境の確保

基本目標10 消防・防災の強化

基本目標11 防犯・交通安全対策の強化

Ⅲ 基本計画

基本理念2 快適で安全なまち

基本目標6

都市基盤の充実

関連するSDGs



目標とする姿

生活の基盤として持続可能な都市が実現し、住民が快適に生活しています。



基本方針

- 道路・橋りょうの整備・改良と長寿命化を推進します。
- 優良農地の保全との調和、無秩序な乱開発の防止に努めながら、人々が快適に生活し、豊かな交流が育まれるよう、都市基盤の充実に努めます。
- 公共交通の確保・充実に努めます。
- 安全で快適な歩行空間の整備に努めます。

数値目標

指 標 名	基 準 値	目 標 値	備 考
	令和2年度	令和8年度	
児玉工業団地アクセス道路整備率	20%	100% (令和6年度)	総合戦略の目標
橋りょうの点検	—	全件実施 (129 橋)	
町営公共交通年間利用者数	11,781 人	22,300 人 (令和6年度)	総合戦略の目標

現状と課題



- 本町では、県の児玉都市計画のもと、住居系、商業系、工業系などに区分された用途地域への適正な土地利用の誘導、開発行為指導要綱に基づく無秩序な開発の抑制など、定住と経済活動の基本となる都市基盤の充実に努めてきました。今後も、都市計画手法を活用しながら計画的な土地利用を進めていくことが求められます。
- 上里スマートインターチェンジを地域の活性化につなげるため、これまで産業団地の開発・分譲を完了し、さらに新たな交流の拠点となる「このはなパーク上里」や、アクセス道路の整備も進めています。
- 都市計画道路のうち、長期間事業未着手となっている路線については、個々の路線の必要性を再検討し、見直しすることが求められています。

- 道路・橋りょうについては、予防保全型の維持管理をめざす上里町橋梁長寿命化修繕計画を策定しています。本町は、交通事故の防止が重要課題であり、国・県と連携しながら、また、地域住民の協力を得ながら、狭あい区間の解消や歩道の設置など、道路整備を引き続き進めていくことが求められます。
- JR高崎線、路線バス、コミュニティバスなどの公共交通については、通勤・通学・買い物・通院などに不可欠であることから、今後も、地域住民のニーズを把握し、利便性向上に努めていくことが求められます。
- アンケート調査結果から、「都市基盤の充実」は、満足度が低く、重要度が高い施策となっており、重点的に取組を進めていくことが求められています。



具体的な取組

施策項目 6-1

道路・橋りょうの整備・維持管理

(総合戦略基本目標 1-(1)-①-ア、4-(4)-②イ)

国道 17 号本庄道路をはじめ、本町の主要交通軸を形成する国・県道の円滑な整備・改良を促進するとともに、町道についても、防災活動拠点や駅・国道・県道・上里スマートインターチェンジ等へのアクセスを確保するため、幹線道路の整備を計画的に進めます。また、身近な生活道路の整備等を継続的に推進するとともに、適切な管理により道路機能の維持に努めます。

橋りょうについては、国・県道の橋りょうの安全性の確保を促進するほか、上里町橋梁長寿命化修繕計画に基づき、町道の橋りょうの予防保全型の修繕を進めます。

【主な取組・事業】

- ◆拠点間のアクセス道路整備
- ◆生活道路整備
- ◆道路・橋りょう維持補修

施策項目 6-2

都市計画の推進

法規制や県の児玉都市計画、上里町都市計画マスタープラン等に基づき、開発行為指導要綱を適正に運用し、都市計画手法を活用しながら、宅地・産業系施設用地の確保、低・未利用地の有効活用など、土地の適正利用を推進します。

また、上里町立地適正化計画に基づきコンパクトで持続可能な都市構造の形成をめざします。

【主な取組・事業】

- ◆都市計画マスタープランの推進
- ◆開発行為指導要綱に基づく指導
- ◆各種都市計画手法の検討

Ⅲ 基本計画

基本理念 2 快適で安全なまち

施策項目 6-3 持続可能な地域公共交通の整備（総合戦略基本目標 4-(4)）

高齢化の進展による交通制約者の増加が予想されることから、住民の足を確保し、自立した生活を支援する必要があります。本町の現状にあった地域公共交通ネットワークの形成に努め、利便性を向上させつつ、持続可能な地域公共交通を実現させることをめざします。

〔主な取組・事業〕

- ◆上里町コミュニティバス「こむぎっち号」運行事業
- ◆生活バス路線運行支援事業
- ◆高崎線沿線地域活力維持向上推進協議会への参画
- ◆駅前広場の管理の推進

施策項目 6-4 安全で快適な歩行空間の整備

誰もが安心して利用できるように、安全で快適な歩行空間の整備を推進します。

〔主な取組・事業〕

- ◆安全で快適な歩行空間の整備

住民の役割



- 都市計画・土地利用、道路整備など、まちづくりの検討の機会に、積極的に参画します。
- 道路など公共空間の清掃活動と花や緑の景観づくりに積極的に協力します。
- 環境や人にやさしい公共交通の利用に努めます。



上里町コミュニティバス「こむぎっち号」

基本目標7

情報基盤・発信力の強化

関連するSDGs



目標とする姿

充実した情報基盤が整備され、住民は効率的に必要な情報を入手できています。



基本方針

- すべての住民がICT^{※1}の恩恵を享受する地域社会の構築をめざします。

数値目標

指標名	基準値	目標値	備考
	令和2年度	令和8年度	
情報基盤・発信力の満足度 (満足、やや満足の合計)	13.0%	21.0%	総合振興計画 アンケート
公共Wi-Fiスポットの整備率	66.66%	100%	上里町国土強靱化 地域計画の目標
マイナンバーカード取得率	34.49% (令和4年2月末)	100%	
デジタル活用支援講座参加者数	60人	240人 (令和6年度)	総合戦略の目標
ホームページ年間閲覧数	137,150件 (令和元年度)	250,000件 (令和6年度)	総合戦略の目標
SNS ^{※2} 等登録者数	676人	4,000人 (令和6年度)	総合戦略の目標
広報紙閲覧アプリ登録者数	484人	1,000人 (令和6年度)	総合戦略の目標

現状と課題



- 新型コロナウイルス感染症の影響により、行政サービスのデジタル化・オンライン化や、データの積極活用が改めて課題として認識されました。また、少子高齢化や高度情報化、社会経済のグローバル化は住民生活に直接的・間接的に影響を与えています。

※1 ICT：Information and Communication Technologyの略で、情報通信技術及び通信技術を活用したコミュニケーションを指す。

※2 SNS：Social Networking Serviceの略で、人と人とのつながりを促進・サポートする、コミュニティ型のWEBサイト。

Ⅲ 基本計画

基本理念 2 快適で安全なまち

- このような時代潮流を背景に、行政に対する住民のニーズも急速に変化していくと考えられることから、行政の様々な業務もＩＣＴを活用して新しい時代に対応していく必要があります。
- 一方で、地理的な制約・年齢・身体的な条件その他の要因によりＩＣＴを十分に活用できない住民とＩＣＴを活用する住民との間に社会的便益や経済的な格差（デジタルデバイド）が生じています。デジタルデバイドへの配慮や是正を行い、誰もがＩＣＴの恩恵を享受する社会の構築が求められています。

具体的な取組

施策項目 7-1

窓口手続きのオンライン化と情報発信の充実

多様化する住民ニーズや新しいライフスタイルに対応するため、窓口手続きのオンライン化やプッシュ型の情報発信など、ＩＣＴの積極的な導入を進めます。また、行政の透明性・信頼性の向上、地域課題の解決等にむけて、統計情報をはじめとする本町が保有する様々なデータの可視化やオープンデータ化を推進します。

〔主な取組・事業〕

- ◆マイナンバー制度の周知啓発・マイナンバーカードの普及促進
- ◆子育てや介護、被災者支援等の手続きをはじめとする各種手続きのオンライン化
- ◆情報発信手段の充実（公式LINEアカウントの運用、専用アプリの導入、デジタルサイネージの設置等）
- ◆公共施設へのフリーWi-Fi環境の整備 ◆オープンデータの推進

施策項目 7-2

デジタル・インクルージョン*の実現

住民目線に立った『人に優しいデジタル化』の推進により、デジタルデバイドの是正を行います。また、すべての住民がＩＣＴの恩恵を受けられることができ、むしろ、あらゆる格差や課題をＩＣＴによって解消することができるインクルーシブ（包摂的）な地域社会を推進します。

〔主な取組・事業〕

- ◆窓口への多言語通訳機設置
- ◆地区公民館等を含む公共施設へのインターネットコーナーの設置や地域ＩＣＴクラブ支援
- ◆スマートフォンやパソコンなどの利用者向け講習会の開催

住民の役割

- 町の情報を積極的に利活用し、まちづくりに参画します。
- SNS等を利用して、町の情報発信に参加します。

※ デジタル・インクルージョン：デジタル技術を利用することで必要な情報を得て、その情報を適切に解釈・利用できる状態になり、誰もが取り残されることなく、デジタル技術の恩恵を得られること。

関連するSDGs



基本目標8

環境保全の推進

目標とする姿

豊かな自然が保全され、水や生態系、エネルギーの循環が健全に保たれています。



基本方針

- 自然環境を保全し、健全な生態系を守るとともに、町内一斉清掃などにより、美しい景観のまちづくりを進めます。
- 資源循環型社会をめざし、ごみの減量化・資源化・再生利用を推進します。
- 公共下水道、合併処理浄化槽、農業集落排水により、生活排水の適正な処理を進めます。
- し尿の適正な処理を進めます。
- 自然エネルギーの有効利用を進めます。

数値目標

指 標 名	基 準 値	目 標 値	備 考
	令和2年度	令和8年度	
1人1日あたりのごみ排出量	946g (令和元年度)	861g	一般廃棄物処理 基本計画の目標
資源化率	18.3% (令和元年度)	28.5%	一般廃棄物処理 基本計画の目標
生活排水処理人口	22,988人	30,122人 (令和7年度)	生活排水処理 基本計画の目標
公共部門の温室効果ガス排出量	335.7t/年	310.9t/年	国の目標値 (2030年排出削減目標)

現状と課題



- 本町は、いわゆる原生的な自然はありませんが、屋敷林や農地、水辺など二次的な自然空間に囲まれて住宅、工場、商店などの生活空間があります。こうした二次的な自然空間で、野生生物の多様性を守り、汚染のない水や、土壌を保ちながら自然の循環を維持することが重要です。

Ⅲ 基本計画

基本理念 2 快適で安全なまち

- 本町の一般廃棄物の1人あたりの排出量は、平成24年度（2012年度）以降増加傾向にあり、また、資源化率は減少傾向にあります。1人あたりのごみ排出量の減少、資源化率の上昇を目標に掲げ、引き続き、3R^{*1}の啓発を進めることが求められます。
- 清らかな川や海を後世に引き継ぐとともに、快適な居住環境を確保するために、公共下水道の推進、農業集落排水の維持管理と、合併処理浄化槽の設置促進を図っています。生活排水処理率は7割程度となっており、その向上を図るため、下水道のさらなる普及や合併処理浄化槽への転換を図るとともに、各施設の適正な維持管理を図っていくことが求められます。
- 国が掲げる「2050年カーボンニュートラル^{*2}宣言」等を踏まえ、本町においても自然エネルギーを中心に、多様なエネルギー技術の有効活用を促進し、省エネ・創エネ・蓄エネの普及を図っていくことが求められます。
- アンケート調査結果から、「環境保全の推進」は、満足度が低く、重要度が高い施策となっており、重点的に取組を進めていくことが求められています。

具体的な取組

施策項目 8-1 環境保全の推進

ホタルの保全や、鮭の稚魚放流、農村環境保全関連事業、町内一斉清掃など、住民による環境保全・美化活動を奨励し、町内に残された貴重な生態系や美しい農村景観の維持・保全・再生に努めます。

また、公害、不法投棄、外来生物・害虫害獣繁殖の監視活動・防止措置を継続的に推進します。

〔主な取組・事業〕

- ◆全町一斉清掃事業 ◆環境にやさしい農業推進事業 ◆環境保全型農業直接支援対策事業
- ◆河川等の水質検査 ◆公害等対策事業

施策項目 8-2 適切なごみ処理の推進

生活用品の長期使用、買い物袋の持参など、ごみを出さない減量化（リデュース）の取組を啓発するとともに、分別収集の徹底、家電や廃プラスチックの適正処理の促進など、再利用（リユース）・再生利用（リサイクル）の取組を住民と協働で進めます。

また、広域で連携しながら、処理施設の適切な維持管理に努めます。

〔主な取組・事業〕

- ◆リサイクル活動の奨励 ◆一般廃棄物収集・運搬業務
- ◆児玉郡市広域市町村圏組合での処理施設の運営

※1 3R：リデュース（廃棄物の発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再資源化）の3要素を表し、環境と経済が両立した循環型社会を形成していくためのキーワード。

※2 カーボンニュートラル：温室効果ガスの排出を全体としてゼロにすること。温室効果ガスの排出を大幅に削減することをめざしながらも、ゼロにすることは現実的に難しいため、排出せざるを得なかった分については、「吸収」または「除去」することで、差し引きゼロつまりニュートラル（中立）をめざす。

施策項目 8-3 生活排水処理対策の推進

生活排水の適正な処理を図るため、公共下水道の推進、農業集落排水の維持管理に努めるとともに、合併処理浄化槽の設置促進、し尿の適切な収集・処理を促進します。生活排水処理率は7割程度となっており、その向上を図るため、下水道のさらなる普及や合併処理浄化槽への転換を図るとともに、各施設の適切な維持管理を図ります。

〔主な取組・事業〕

- ◆公共下水道事業整備の促進 ◆公共下水道事業接続の推進
- ◆農業集落排水処理施設水質維持管理 ◆合併処理浄化槽設置促進事業
- ◆合併処理浄化槽法定検査受検率向上の啓発

施策項目 8-4 多様なエネルギーの活用

「2050年カーボンニュートラル宣言」等を踏まえ、地球温暖化の危機に対応するため多様なエネルギーの有効活用を推進します。

〔主な取組・事業〕

- ◆公共施設等における温室効果ガスの排出削減 ◆省エネ・創エネ・蓄エネ機器の設置促進事業

住民の役割



- 環境問題について関心を持ち、可能なことから実践します。
- 生活の中でもできることから温暖化防止に取り組みます。
- ごみの減量化の取組を実践するとともに、ごみの出し方のルールを守り、きちんと分別します。
- 川や海をいつまでもきれいに保つため、公共下水道、農業集落排水への接続、合併処理浄化槽の利用を進めます。

Ⅲ 基本計画

基本理念2 快適で安全なまち

基本目標9

快適な住環境の確保

関連するSDGs



目標とする姿

充実した住宅、水道、公園などにより、快適な生活を送っています。



基本方針

- 安全性、快適性など、住宅環境の向上を促進していきます。
- 安全でおいしい水の安定供給に努めます。
- 住民に親しまれる快適で魅力ある公園・緑地の充実に努めます。

数値目標

指 標 名	基 準 値	目 標 値	備 考
	令和2年度	令和8年度	
上里町が住みよいと思う住民の割合	25.1%	53%	総合振興計画アンケート
上里町に住み続けたい人の割合 (ずっと住み続けたい、当分は住み続けたいの合計)	76.7%	80%	総合戦略の目標 総合振興計画アンケート
25歳～39歳の転入超過数	39人	50人 (令和6年度)	総合戦略の目標
転入者の内きっかけが移住促進事業によると答えた人数	0人	50人 (令和2～6年度累計)	総合戦略の目標 転入者アンケート
移住者向け空き家クリーニング事業利用者数	0人	25人 (令和2～6年度)	総合戦略の目標
水道の有収率	81.97%	86.4%	水道ビジョンの 令和12年目標から算出
公園の満足度 (満足、やや満足の合計)	22.1%	37%	総合振興計画アンケート
公園等の使用不可遊具数	15基	0基 (令和6年度)	総合戦略の目標

現状と課題



- 本町の住宅施策は、木造住宅の耐震診断・耐震改修の助成や勤労者住宅資金貸付などを運用しています。耐震改修には多額の個人負担が伴うこと、住宅の分譲や賃貸借、資金融資が民間主導で進められることなどから、利用実績は想定より少ない状況です。
- 一方で、住宅は人生の大半を過ごす重要な生活基盤であるという認識のもと、U・I・Jターン※による定住の促進など、地方創生の視点での住宅施策も含め、可能な取組を推進・拡充していくことが求められます。
- 住宅困窮者対策として、90戸の町営住宅を運営しています。このうち、平成3年（1991年）築の町営四ツ谷住宅は築後30年を経過しており、今後大規模改修が必要です。
- 本町の水道は、昭和44年（1969年）の供用開始以来、住民生活に不可欠なライフラインとして健全運営に努めるとともに、人口増加に伴う管路拡張や、水源の開発・保全、施設の維持管理・更新に対応してきました。今後も、平成27年度（2015年度）に策定した上里町水道ビジョンに基づき、安定した水道事業運営を進めることが求められます。
- 公園は、憩いの場としてだけでなく、住民の様々な活動の場や災害時の一時的な避難場所としての機能を有していることから、公園の多面的機能を考慮した整備が求められています。

具体的な取組



施策項目 9-1

町営住宅の維持管理

住宅困窮者のセーフティネット対策として、引き続き、町営住宅の適正な運営・管理に努めるとともに、施設の補修・長寿命化を図っていきます。将来的には、民営住宅の借り上げなども視野に入れ、あり方を検討していきます。

【主な取組・事業】

- ◆町営住宅の適正な運営・管理
- ◆町営住宅長寿命化計画の推進

※ U・I・Jターン：いずれも生まれ育った故郷から進学や就職を期に都会へ移住した後で、Uターンは生まれ育った故郷へ移住し、Iターンは故郷とは別の地域に移住し、Jターンは故郷に近い地方都市に移住することを意味する。

Ⅲ 基本計画

基本理念 2 快適で安全なまち

施策項目 9-2 魅力ある住生活の確保（総合戦略基本目標 2-(3)-1、2-(3)-2）

安全で安心できる魅力ある住生活の確保を図るため、住宅のリフォームや耐震等の支援に努めるとともに、空き家等の適正な管理と利活用を促進します。

また、U・I・Jターン希望者を着実に定住に結びつけるため、県北部地域や児玉郡市など広域で連携しながら、移住定住に関する情報の提供等を行います。

〔主な取組・事業〕

- ◆住宅リフォームや耐震化等の支援 ◆空き家バンク制度の運用 ◆空き家等対策事業の推進
- ◆移住定住促進事業の展開

施策項目 9-3 水道の安定供給

住民の快適な生活や、円滑な経済活動などを支えていくため、安全で安心な水道水の持続的な供給、水道サービスの向上にむけて取り組んでまいります。また、将来にわたる安全・安心な水道水の安定供給に加えて、より効率的・効果的な事業経営を図りながら、健全な水道事業の運営に努めます。

〔主な取組・事業〕

- ◆上水道事業料金未納対策 ◆上水道事業配水管耐震化促進 ◆水道施設更新事業
- ◆上水道事業有収率改善

施策項目 9-4 公園・緑地の充実

神保原駅南地区に防災機能を有した住民の交流の場である「あおぞらパーク」、「どんぐりの丘公園」が整備されました。

公園・緑地については、子どもから高齢者までの多様なニーズに応じた整備を図るとともに、レクリエーション、自然環境、都市防災など多面的機能を有していることから、機能充実と適正な維持管理に努めます。

〔主な取組・事業〕

- ◆遊具等の定期的な点検の実施 ◆危険遊具の修繕・撤去と代替遊具の設置検討
- ◆「公園長寿命化計画」の策定

住民の役割



- 住宅の新築、建て替えなどに合わせて、地域の良い住環境づくりに協力します。
- 節水意識の向上に努め、水の有効活用を図ります。
- 公園・緑地はマナーを守って利用します。また、愛着を持って維持管理に協力します。



目標とする姿

住民の強い防火・防災意識のもと、安全・安心な消防・防災体制が整っています。



基本方針

- 高度化・専門化する火災・救急要請に迅速・的確に対応できる消防・救急体制づくりを進めます。
- 東日本大震災等を教訓に、日頃からの防災対策を進め、自助・共助・公助が相互に連携し主体的な取組を推進することで、地域防災力を高めていきます。

数値目標

指 標 名	基 準 値	目 標 値	備 考
	令和2年度	令和8年度	
火災発生件数	10 件 (平成28～令和2年平均)	6 件 (令和4～8年平均)	
自主防災組織*モデル地区数	5 地区	6 地区 (令和6年度)	総合戦略の目標
災害による死傷者数	0 人	0 人	
防災メール登録件数	4,817 件	5,000 件 (令和6年度)	総合戦略の目標
地域防災計画に基づき実施される職員研修の実施回数	2 回	10 回 (令和2～6年度累計)	総合戦略の目標

現状と課題



- 本町の消防・救急業務は、児玉郡市広域消防本部で実施しており、町内に上里分署があります。また、非常備消防として上里町消防団があります。引き続き、住民が安心できる消防・救急体制を確保するため、人員・車両・資機材・水利などを維持・強化していくことが求められます。
- 本町は、台風・集中豪雨による風水害のほか、関東平野北西縁断層帯などに起因する地震、平成26年(2014年)2月のような雪害、さらには浅間山の噴火なども想定されます。令和元年東日本台風では、住民の自助・共助の重要性が再認識されたところであり、住民の防災意識の高揚、自主防災組織の育成などを通じて、地域の防災力を一層向上させていくことが求められます。

※ 自主防災組織：住民が地域の防災活動を行うため、町内の各行政区等で自主的に組織された団体で、災害対策基本法において「住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織」として位置づけられている組織。

Ⅲ 基本計画

基本理念 2 快適で安全なまち

- 災害時の避難の際に『避難行動要支援者名簿』を活用し、すべての地域住民が安全に避難できるよう、住民と関係機関が一体となった支援の体制づくりに取り組む必要があります。
- アンケート調査結果からは、「消防・防災の強化」は満足度も重要度も高い施策となっており、引き続き重点的に取り組む必要があります。

具体的な取組

施策項目 10-1 消防・救急体制の維持・強化

住民が安心できる消防・救急体制を維持・強化するため、児玉郡市広域消防本部との協働により、常備消防職員・消防団員の確保と機能的配置を図るとともに、訓練等により知識・技術等の向上に努めます。また、消防・救急車両や資機材、消防水利等の整備を計画的に進めます。

〔主な取組・事業〕

- ◆消防団運営事業（新入団員研修・各種幹部科研修） ◆女性消防団員の養成
- ◆消防施設整備事業

施策項目 10-2 地域防災体制の強化（総合戦略基本目標 4-(1)、(3)）

大規模災害など有事の際、初動から応急対策、復旧業務までを迅速・的確に対応できるよう、住民・職員の防災・危機管理意識を高め、防災訓練などを通じて知識・技術等の習得を図るとともに、情報伝達や避難、応援要請などの体制の充実を図ります。

〔主な取組・事業〕

- ◆自主防災組織の育成 ◆防災フェスティバル・防災講座等による防災意識の高揚
- ◆防災訓練等の推進（職員研修・住民向け訓練等） ◆災害情報伝達手段の多重化・多様化
- ◆高齢者や障害者（児）など要配慮者への支援強化 ◆国民保護対策の推進
- ◆避難所の環境整備

住民の役割

- 自助の取組として、日頃から、防火・防災の意識の高揚を図り、非常用持ち出し品の準備や家族との連絡方法の確認、家具の転倒防止策の実施、防災訓練等への参加、応急手当の知識・技術の習得、防火対象物の適切な防火管理などに努めます。
- 共助の取組として、地域ごとに、要配慮者の見守りや、災害時の救助などについて日頃から確認しあい、災害に対する「地域力」を高めます。



目標とする姿

犯罪や交通事故の発生率が少ない状態を継続しています。



基本方針

- 誰もが安全で安心に暮らせるまちをめざし、地域ぐるみで防犯対策・交通安全対策を進めます。

数値目標

指 標 名	基 準 値	目 標 値	備 考
	令和2年度	令和8年度	
防犯パトロール隊の数	30 隊	30 隊 (令和6年度)	総合戦略の目標
消費生活に関する講座の受講者数	670 人 (令和元年度)	700 人	
交通人身事故発生件数	150 件 (平成28～令和2年平均)	147 件以下 (令和6年度)	総合戦略の目標

現状と課題



- 近年は犯罪の多様化・巧妙化が進んでおり、特に振り込め詐欺に代表される特殊詐欺による被害が増加しています。今後も、犯罪の減少・撲滅にむけた取組を進めていく必要があります。
- 消費者保護に関しては、埼玉県や本庄市と連携し、専門の相談員による消費生活相談を受け付けるとともに、相談内容について広域的な情報共有を図り、消費者被害の未然防止に努めています。また、公民館等で出前講座を開催し、情報提供や啓発活動を推進しています。今後も、消費者被害防止、消費者力向上のため、これらの活動を推進していく必要があります。
- 全国の交通事故発生件数は、平成16年（2004年）をピークに、令和2年（2020年）はその3割程度まで減少しています。本町においても長期的には減少傾向にありますが、市町村別の発生率は県内ワーストの上位となっており、交通安全思想の普及と、道路環境の向上に努め、交通事故を減らしていくことが必要です。
- アンケート調査結果から、「防犯対策の強化」と「交通安全対策の強化」は、満足度が低く、重要度が高い施策となっており、重点的に取組を進めていくことが求められています。

Ⅲ 基本計画

基本理念 2 快適で安全なまち

具体的な取組

施策項目 11-1 地域防犯活動の推進（総合戦略基本目標 4-(1)）

防犯灯・防犯カメラなど防犯施設の適切な配備に努めるとともに、警察など関係機関と連携し、地域住民の協力を得ながら、地域ぐるみの防犯対策を進めます。また、消費者被害防止のため、関係団体との協力・連携に努めます。

〔主な取組・事業〕

- ◆防犯灯・防犯カメラ等の設置・維持管理 ◆防犯パトロール隊の確保・強化
- ◆消費生活対策事業

施策項目 11-2 交通安全対策の推進（総合戦略基本目標 4-(1)）

警察や関係団体、家庭、学校・幼稚園・保育所、地域等と緊密な連絡体制を築き、交通安全教室などを通じた啓発活動や、道路反射鏡や道路区画線など交通安全施設の整備を継続的に進めます。

〔主な取組・事業〕

- ◆交通安全教育・啓発の推進 ◆小学生自転車運転免許事業 ◆交通指導員による指導等
- ◆交通災害共済加入の促進 ◆交通安全施設の設置・補修

住民の役割

- あいさつ、鍵かけ等の自主的な防犯活動に心がけるとともに、悪質な商法や手口等から自らを守るための学習に努めます。また、地域の防犯活動に積極的に参加するなど、安全・安心のまちづくりに協力します。
- 消費者被害防止サポーターになるなどして、身の回りの住民に情報提供をし、消費者被害の防止に努めます。
- 交通安全教室などに積極的に参加し、知識・技術の習得に努めます。また、交通ルールを遵守し安全運転に努めます。

実り豊かなまち

基本理念 3

基本目標12 農業の振興

基本目標13 商工業の振興

基本目標14 観光・交流のまちづくりの推進

基本目標15 雇用対策の推進

Ⅲ 基本計画

基本理念 3 実り豊かなまち

基本目標12

農業の振興

関連するSDGs



目標とする姿

優良な農産物を安定して生産し、農業の多面的機能を発揮しています。



基本方針

- 農業後継者、新規就農者など、担い手の育成に努めます。
- 意欲ある農業者に農地を集積し、農地の有効活用を図ります。
- 優良品種の奨励、生産基盤の充実などにより、営農効率の向上を図ります。
- 農業の6次産業化※による「かみさとブランド」の確立を図ります。

数値目標

指 標 名	基 準 値	目 標 値	備 考
	令和2年度	令和8年度	
新規就農者数	56人 (平成27～令和元年度累計)	40人 (令和2～6年度累計)	総合戦略の目標
認定農業者数	126 経営体	126 経営体 (令和6年度)	総合戦略の目標
農地中間管理事業対象面積	458ha (令和27～令和元年度累計)	443ha (令和2～6年度累計)	総合戦略の目標
遊休農地率	1.72%	1.00%	農用地利用状況調査
ふるさと納税返礼品の内6次産業による商品数の割合	13%	20% (令和6年度)	総合戦略の目標

※ 6次産業化：農産物等について、加工から流通・販売までを行い、経営体質の強化を図る手法。

現状と課題



- 本町の農業生産は、ねぎ、白菜、きゅうり、ほうれんそうなど野菜の生産が盛んで出荷額の半分を占め、肉用牛、乳用牛、豚、鶏がいずれも生産される畜産が続きます。米麦は二毛作が中心で、全国屈指の種子小麦産地となっています。また、果樹・花きも盛んで、梨やポインセチアが特産です。
- 農業経営の発展をめざし、ＪＡや県本庄農林振興センターとの連携のもと、営農指導に努めるとともに、農地の流動化を図り、利用集積を図っています。また、既存の露地野菜の作型、品種の改善による高収益化や新規作目の導入を推進しています。
- 畜産については、環境に配慮した経営を促進するとともに、畜産クラスター協議会を活用して中心的経営体の施設整備や機械リース事業に取り組むことで、地域ぐるみにおける高収益型畜産体制の構築をめざしています。
- 今後も、意欲的な担い手への農地や経営資源の集積を図り、高品質な農産物の安定生産につなげていくとともに、付加価値の高い農産物加工品の開発・販売など６次産業化の推進を図り、食料の確保、景観の保全、災害の予防、食育、レクリエーションなど、農業の多面的機能を未来に引き継いでいく必要があります。
- ＳＤＧｓの理念が世界的に普及する中、食料の安定供給と地球環境保全の両立が求められており、農業においても環境負荷の軽減や地球環境を維持するための取組を早急に進めていくことが求められています。

具体的な取組



施策項目 12-1 担い手の確保（総合戦略基本目標 1-(2)）

多様な担い手が地域の営農を安定的に継続できる体制づくりをめざし、既存の営農組織の強化や農業法人の育成、認定農業者組織の強化などを促進するとともに、国や県と連携しスマート農業の情報提供に努めます。また、農業後継者や新規就農者の育成を図るとともに、子どもたちへの農業教育の促進に努めます。

〔主な取組・事業〕

◆担い手育成支援事業 ◆認定農業者支援事業 ◆小麦栽培体験教室

施策項目 12-2 農地の有効利用（総合戦略基本目標 1-(2)）

農業者の高齢化等に伴う遊休農地、耕作放棄地の発生を抑制し、意欲ある多様な農業者への農地の集積を図るため、本町・農業委員会・農林公社・ＪＡ等が連携し、農地中間管理事業や農業経営基盤強化促進法を活用した農地の流動化を進めます。

〔主な取組・事業〕

◆農地中間管理事業 ◆中核的担い手農家育成奨励金交付事業 ◆農業委員会農地バンク制度

Ⅲ 基本計画

基本理念 3 実り豊かなまち

施策項目 12-3 生産基盤の強化と経営の安定化の促進

J A等と連携しながら、経営所得安定対策や制度資金等を活用し、個々の農家や営農組織の経営の安定化を促進していきます。

また、地域の農村環境や農業の多面的機能の維持・向上にむけた取組を促進するとともに、土地改良区が管理するパイプラインの老朽化に伴う改修等生産基盤の適切な維持・管理を支援していきます。

〔主な取組・事業〕

- ◆経営所得安定対策の推進 ◆土地改良推進事業（維持管理・長寿命化等）
- ◆多面的機能支払交付金

施策項目 12-4 「かみさとブランド」の確立（総合戦略基本目標 1-(2),(3)）

埼玉県やJ A、農業法人等と連携しながら、加工業務用野菜や新規作目の研究などにより、農業の高収益化を図るとともに、直売や農産物加工の振興による6次産業化を促進し、「かみさとブランド」の確立をめざします。また、堆肥利用の推進などにより、安全・安心・高品質な農産物の安定生産を図るとともに、県やJ Aと連携し、高付加価値作物・品種の積極的な導入と精力的な土づくりにより、良質で安定した農作物の生産に努め、経営の安定化を図ります。

〔主な取組・事業〕

- ◆環境にやさしい農業の推進 ◆「かみさとブランド」の確立

住民の役割



- 事業者にとっては、経営の創意工夫により農産物の高付加価値化や販路拡大をめざします。
- 消費者にとっては、安心して新鮮な地域農産物を優先的に選択するなど地産地消に努めます。

基本目標13

商工業の振興

関連するSDGs



目標とする姿

大企業と中小企業が共存し、地域の活力が維持されています。



基本方針

- 商工会等と連携し、既存の中小企業の経営安定化を支援するとともに、起業・新分野進出を促進していきます。
- 未利用・低利用の適地への企業誘致に努めます。

数値目標

指 標 名	基 準 値	目 標 値	備 考
	令和2年度	令和8年度	
民間事業所従業者数	12,071 人 (平成28年度)	12,371 人 (令和6年度)	総合戦略の目標
製造品出荷額等	1,330 億円	1,355 億円	工業統計調査
年間商品販売額	389.5 億円 (平成28年度)	390 億円	経済センサス活動調査
主な買い物場所が上里町の割合	53.5% (平成27年度)	60.0% (令和7年度)	埼玉県広域消費動向調査（商品総合）
創業支援対象件数	23 件 (平成29～令和2年度累計)	29 件 (令和4～8年度累計)	
創業支援を受けて創業した件数	10 件 (平成29～令和2年度累計)	13 件 (令和4～8年度累計)	
上里町起業者支援事業補助金利用件数	0 件 (平成27～令和元年度累計)	5 件 (令和2～6年度累計)	総合戦略の目標
上里町企業誘致条例に基づく新規立地企業数	1 社 (平成27～令和元年度累計)	2 社 (令和2～6年度累計)	総合戦略の目標

Ⅲ 基本計画

基本理念3 実り豊かなまち

現状と課題



- 本町の商工業は、本庄市、神川町にまたがる児玉工業団地を中心に大企業の工場や流通倉庫が流入・集積するとともに、大型ショッピングセンター・モールが複数出店し、製造品出荷額等、年間商品販売額の大半を占めています。
- 地域経済の振興には、町内の中小企業・店舗の発展が不可欠です。また、ふれあいまつりなど、地域を盛り上げるイベントにおいても地域の事業者が活躍しています。商工会等と連携しながら、経営革新計画の策定・推進、経営・税務相談、専門家の派遣など、町内事業者の支援に努めています。
- 雇用の創出や関係人口の増加など、地方創生の枠組みにおいても、新たな企業の進出が期待されていることから、企業誘致条例を策定し企業誘致を進めています。
- 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、事業継続に困難を感じている事業者は、中長期的な視点での経営戦略が必要となっています。
- 今後も、既存の商工業者への多様な支援に努めるとともに、起業や新分野進出などへの支援を強化していく必要があります。

具体的な取組



施策項目 13-1

経営安定化への支援

町商工会等と連携し、町内の既存事業所の設備の近代化や情報化対策、環境対策、人材育成、就労環境対策などへの支援をきめ細かく推進していきます。

〔主な取組・事業〕

- ◆ 中小企業信用保険法に基づく特定中小企業者の認定
- ◆ 制度融資等に関する情報提供・相談

施策項目 13-2

起業・新分野への進出の促進（総合戦略基本目標1-(4)）

産業競争力強化法に基づく本町の創業支援事業計画に基づき、民間の創業支援事業者（（公財）本庄早稲田国際リサーチパーク、（公財）埼玉県産業振興公社、商工会等）と連携して、ワンストップ相談、創業セミナーなどの事業を展開し、起業・新分野進出を多角的に支援していきます。

〔主な取組・事業〕

- ◆ 産業競争力強化法に基づく創業支援事業

施策項目 13-3

企業誘致の推進（総合戦略基本目標 1-(1)）

企業誘致条例や工場立地法地域準則条例、地域再生計画（埼玉県企業拠点強化促進計画）等、企業立地の優位性の周知に努めます。また、進出意向のある企業に対しては用地のマッチングを行うなど伴走型支援を行います。

〔主な取組・事業〕

◆企業誘致事業（施設奨励金、雇用促進奨励金、法人町民税奨励金、水道加入金奨励金の交付）

住民の役割



- 事業者にとっては、アイデアやノウハウなどを交換しながら、創意・工夫し、起業や新分野進出にチャレンジします。
- 消費者にとっては、信頼できる地域の事業者や店舗等の利用に努めます。



上里サービスエリア周辺地区 愛称「このはなパーク上里」

Ⅲ 基本計画

基本理念3 実り豊かなまち

基本目標14

観光・交流の まちづくりの推進

関連するSDGs



目標とする姿

上里町が知名度を上げ、観光客が多く訪れ、賑わいのあるまちになっています。



基本方針

- 農村公園など、観光拠点の充実を図るとともに、集客イベントなどを通じ、多様な観光交流の促進を図ります。
- ふるさと納税制度を活用することで、交流人口や関係人口の増加を図ります。

数値目標

指 標 名	基 準 値	目 標 値	備 考
	令和2年度	令和8年度	
年間観光客入込客数	41,664 人	70,000 人 (令和6年度)	総合戦略の目標
(内上里ゴルフ場年間利用者数)	41,664 人	48,875 人 (令和6年度)	総合戦略の目標
アグリパーク上里年間来客数	257,000 人	350,000 人 (令和6年度)	総合戦略の目標
ふるさと納税者数	461 人	530 人 (令和6年度)	総合戦略の目標

現状と課題



- 本町は、首都圏の日帰りお出かけ圏であり、上里サービスエリアのある町として知られていますが、上里スマートインターチェンジで乗降し国道17号・254号を通行する新たな動線が誕生したため、これまで以上に本町の観光資源の魅力化を図り、地域の活性化につなげていくことが求められます。
- 上里町マスコットキャラクター「こむぎっち」を活用した情報発信や、ふれあいまつり等のイベントを開催しているほか、「このはなパーク上里」には、物販・飲食や食品工場見学などの広域集客施設が出店しています。「このはなパーク上里」が、町内、町外の多くの方々から愛される観光拠点となるよう、整備方針に基づく整備を進めています。

- 今後も、民間事業者や広域市町村と連携しながら、「このはなパーク上里」内で整備が完了した「このはな芝生広場」の活用や、中山道の歴史や既存の観光資源の魅力化と活用、ネットワーク化を図るとともに、農業体験やふるさと納税の返礼品などにより、潜在的な観光資源・特産品の発掘・活用を図っていくことが期待され、観光客や関係人口の増加につなげていくことが求められています。

具体的な取組

施策項目 14-1

観光拠点の充実（総合戦略基本目標2-(2)）

「このはなパーク上里」を本町の中心的な観光拠点と位置づけ、観光案内機能の設置と多様な媒体による情報発信などを推進します。また、地元農業者や企業と連携し地産地消と6次産品の生産・販売をめざします。

〔主な取組・事業〕

- ◆農業振興プロジェクトによる農業観光の推進

施策項目 14-2

交流人口と関係人口の増加（総合戦略基本目標2-(2)）

上里スマートインターチェンジを本町の交流人口拡大に有効に活かしていくため、ふれあいまつりをはじめとする集客イベント・キャンペーンを充実させます。また、町営上里ゴルフ場をはじめとする烏川・神流川総合運動公園の観光交流機能の充実、中山道散策など歴史文化を観光に活かす取組の推進など潜在的な観光資源の発掘、収穫体験など農業を観光に活かす取組の推進などにより、観光客と関係人口の増加を図ります。

さらに、ふるさと納税制度により、本町の特産物のPRを推進し、交流人口や関係人口の増加を図ります。

〔主な取組・事業〕

- ◆集客イベント・キャンペーンの充実 ◆上里ゴルフ場の充実（イベントの開催等）
- ◆ふるさと納税の推進

住民の役割

- 観光客と住民が、ともに楽しめるイベント・交流事業を提案し、実行します。

Ⅲ 基本計画

基本理念3 実り豊かなまち

基本目標15

雇用対策の推進

関連するSDGs



目標とする姿

すべての就業者が、仕事と生活の調和のもと、職場でいきいきと輝いています。



基本方針

- ハローワーク等と連携しながら、雇用対策と就労環境の改善を働きかけていきます。

数値目標

指 標 名	基 準 値	目 標 値	備 考
	令和2年度	令和8年度	
就職相談者数	38人 (平成27～令和元年度累計)	40人 (令和2～6年度累計)	総合戦略の目標
中小企業退職金共済制度の加入件数	24件 (平成29～令和2年度累計)	30件 (令和4～8年度累計)	商工会受付件数

現状と課題



- 公共的な職業紹介は、ハローワークの業務ですが、平成28年度（2016年度）から、役場内でのハローワークの求人情報の閲覧を可能とし、求職者が求人情報を得やすい環境づくりに努めています。
- 出産・育児で退職するケースが多い女性や、青・壮年層と比べて就職が難しい高齢者、心身の障害により就職が難しい障害者などの就職の促進にむけて、ハローワークなど関係機関と連携しながら、本町でも取組を強化していくことが求められます。
- 勤労者対策として、中小企業退職金共済制度や、産休・育休等が制度化されていますが、有効に活用されていないケースもあり、住民や企業に引き続き啓発していくことが求められます。

具体的な取組

施策項目 15-1

雇用の安定（総合戦略基本目標 1-(5)）

企業誘致や公共部門への民間活力の導入などにより経済の活性化を図り、安定雇用の確保に努めます。また、ハローワークや県などと連携しながら、町内の求職者に対し効果的な情報提供、就職相談、就職支援セミナーの実施に努めます。

〔主な取組・事業〕

◆ハローワークと連携した就職相談等

施策項目 15-2

就労環境の改善（総合戦略基本目標 1-(5)）

関係機関と連携し、全国安全週間や全国労働衛生週間等の機会を活用しながら、就労環境の改善等を働きかけていきます。

また、関係機関と連携し、仕事と生活の調和にむけた啓発や、女性の活躍推進に努めます。

〔主な取組・事業〕

◆中小企業退職金共済制度の普及促進 ◆就労環境の改善等の促進 ◆仕事と生活の調和の促進

住民の役割

- 町内の事業所では、就業者一人ひとりがいきいきと働けるよう、職場環境の改善に努めます。
また、職場において女性が活躍できる環境の推進に努めます。
- 仕事と生活の調和（ワークライフバランス）の実現をめざします。

人が輝くまち

基本目標16 学校教育の充実

基本目標17 生涯学習の充実

基本目標18 生涯スポーツの振興

基本理念 4

Ⅲ 基本計画

基本理念 4 人が輝くまち

基本目標16

学校教育の充実

関連するSDGs



目標とする姿

家庭・学校・地域の教育力を結集し、一人ひとりの学びと夢を応援し、
子どもを認め、鍛え、育みます。



基本方針

- 変動する時代に主体的に対応できる人材の育成をめざし、基本的な生活習慣と確かな学力、健やかな体、豊かな心を育みます。

数値目標

指 標 名	基 準 値	目 標 値	備 考
	令和2年度	令和8年度	
全国学力学習状況調査の全国平均を100とした時の上里町の値	国語 95 算数・数学 91 (令和元年度)	国語 100 算数・数学 100 (令和6年度)	総合戦略の目標 全国学力学習状況調査
埼玉県学力学習状況調査の外国語表現力の県平均を100とした時の上里町の値	85	95 (令和6年度)	総合戦略の目標 埼玉県学力・学習状況調査
学力アップ教室への参加者数	33人	40人 (令和6年度)	総合戦略の目標
上里っ子ジャンプ教室への参加者数	13人	40人 (令和6年度)	総合戦略の目標
理科が好きな児童の割合	80%	84%	児童アンケート
新体力テスト(144種目)において県平均以上である種目数	47種目 (令和元年度)	73種目 (令和6年度)	総合戦略の目標
1年間に30日以上欠席した不登校児童生徒の割合	0.87%	1%以下 (令和6年度)	総合戦略の目標
学校に行くことが楽しいと答えた児童生徒の割合	小6 86.2% 中3 89%	小6 90% 中3 90% (令和6年度)	総合戦略の目標
携帯型翻訳機の年間使用回数	10回	200回 (令和6年度)	総合戦略の目標

現状と課題



- 各小中学校では、国の学習指導要領に基づく教育活動に加え、主体的に農業体験、伝統文化にふれる学習、福祉施設との交流など、特色ある教育を推進しています。今後も、これらの取組を一層発展させ、基本的な生活習慣と確かな学力、健やかな体、豊かな心を育んでいくことが求められます。特に、「主体的・対話的で深い学び」の視点から授業改善を図ることが求められます。
- 児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導及び支援を行う「特別支援教育」、いじめや不登校等への対応など、児童生徒の個に応じた支援体制を一層充実していくことが求められます。このような取組を通じて、より多くの児童生徒が学校を楽しんでいると感じ、意欲的に学習に取り組める環境づくりが必要とされています。
- 学校と家庭や地域の方がともに知恵を出しあい、一緒に協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え、学校運営協議会（コミュニティスクール）を進めるとともに、施設・整備の老朽化に伴う大規模改修・更新等を進めることが求められます。

具体的な取組



施策項目 16-1

教育内容の充実（総合戦略基本目標3-(4)）

基本的な生活習慣と確かな学力、健やかな体、豊かな心を育むため、研修の充実などによる教職員の指導力の向上と、少人数指導などによるきめ細かな指導・支援、理科支援員の配置による理科教育の充実などを図るとともに、食育や生活リズムの改善、学校体育の充実による児童生徒の体力向上に努めます。また、外国語教育の強化、GIGAスクール構想実現にむけたICTの一層の活用など、時代の変化への適切な対応を図るとともに、児童生徒が自らの進路を主体的に選択できる力を身に付けるよう、発達段階に応じたキャリア教育・進路指導を推進していきます。

〔主な取組・事業〕

- ◆教員指導力向上研修 ◆中学生学力アップ教室 ◆学力向上指導員の配置
- ◆体力向上の取組の推進 ◆国際理解教育の推進 ◆道徳教育・人権教育の推進
- ◆ICT教育の推進

Ⅲ 基本計画

基本理念 4 人が輝くまち

施策項目 16-2 児童生徒の個に応じた支援体制の充実（総合戦略基本目標3-(4)）

障害などにより特別な支援が必要な子ども一人ひとりに対して、臨床心理士による巡回相談の充実と個別の支援計画、個別の指導計画の工夫改善を図り、教育的ニーズにあった適切な教育的支援に努めます。

また、子どもたちの悩みに対し、カウンセリングなど必要な対応に努めるとともに、児童生徒の個に応じた「心の居場所」「学力確保の場」の確保を図ります。さらに、町と各学校の「いじめ防止基本方針」に基づき、いじめから子どもたちを守ります。

そして、外国籍児童生徒の中で日本語指導が必要な児童生徒に対して、日本語指導の充実を図ります。

〔主な取組・事業〕

- ◆特別支援教育の推進（特別支援学級生活支援員、介助員の配置、臨床心理士による巡回相談の実施等）
- ◆悩み等への対策の推進（さわやか相談員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、児童支援員、学習支援員の配置、ふれあい教室との連携等）
- ◆日本語指導の推進（通訳の配置、携帯型翻訳機の導入）

施策項目 16-3 教育環境の整備

学校だけでなく、学校・家庭・地域が連携して地域ぐるみで子どもたちを育てていきます。

そのために、学校と家庭、地域の方がともに知恵を出しあい、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子どもたちの豊かな成長を支える学校運営協議会（コミュニティスクール）を進めます。

各教育施設・設備については、情報機器の更新、老朽化に伴う大規模改修・更新など必要な投資を進めます。また、保護者や地域住民の協力を得ながら、安心・安全な学校づくりを推進します。

〔主な取組・事業〕

- ◆家庭教育の推進 ◆学校応援団活動の活性化 ◆学校施設・設備の改修・更新
- ◆安全対策の推進

住民の役割



- 他者への思いやりや規範意識など、子どもたちの生活に必要な習慣を地域ぐるみで育てます。
- P T A活動や子どもたちの校外活動の受け入れ等を通じて、学校運営に積極的に参画・協力していきます。



目標とする姿

多様な生涯学習、文化・芸術活動が展開され、成果がまちづくりに活かされています。



基本方針

- 生涯学習活動、文化・芸術活動への参加拡充を図ります。
- 本町の歴史文化の系統的な保存・活用を進めます。

数値目標

指 標 名	基 準 値	目 標 値	備 考
	令和2年度	令和8年度	
公民館事業参加者数	9,118 人 (令和元年度)	10,000 人	
ふるさと学の受講者数	343 人 (平成27～令和元年度累計)	2,100 人 (令和2～6年度累計)	総合戦略の目標
図書館利用者数	85,127 人 (令和元年度)	98,000 人	
歴史・文化の保全・活用の満足度	13.8%	20%	総合振興計画 アンケート
郷土資料館利用者数	5,176 人 (令和元年度)	8,000 人	施設見学・講座・ レファレンスなどの 確認できる総数
文化事業の参加者数	15,500 人 (平成30年度)	15,600 人 (令和6年度)	総合戦略の目標
のびっこ教室への参加者数	95 人	120 人 (令和6年度)	総合戦略の目標

現状と課題



- 私たちは、科学技術の進歩や国際化、情報化の進展に伴って、常に新しい知識や技術を習得していくことが必要です。また、心の豊かさが求められる時代状況の中で、生きがいや自己実現につながる学習活動、文化・芸術活動へのニーズが一層高まっています。

Ⅲ 基本計画

基本理念 4 人が輝くまち

- こうした要請から、本町では、住民の生涯学習や文化・芸術活動の振興を図るため、6か所の公民館や図書館、総合文化センター（ワープ上里）などを拠点に、学習講座やイベントの開催、自主グループの育成などを進めています。今後も、魅力ある生涯学習環境づくりに努め、住民の学び、創造する意欲に応えていくことが求められます。
- 歴史文化については、郷土資料館・出土文化財管理センターを拠点に、文化財の収集・研究・保管、啓発・普及のための常設展示・特別展示を開催するとともに、研究紀要を定期的に刊行しています。また、公民館や小学校での歴史教室や見学会・体験学習などの事業も随時実施しています。今後も、幅広い層の住民の関心の喚起を図りながら、本町の歴史・文化を次世代に継承する取組を推進していく必要があります。

具体的な取組

施策項目 17-1

教育内容の充実（総合戦略基本目標4-(3)）

住民一人ひとりが、それぞれの年代やライフスタイルに応じて、学習活動を楽しみ、個人の生活や仕事だけでなく、まちづくりにも活かされるよう、そして郷土愛の醸成につながるよう、身近な地域ごとにニーズに応じたきめ細かな学習機会の提供に努めます。また、こうした活動を担う団体や指導者の育成に努めます。

特に、体験・交流メニューが豊富な放課後子ども教室や通学合宿、家庭教育事業などを通じて、子どもたちやその保護者が地域住民との関わりの中で学び、成長する取組の一層の発展に努めます。

〔主な取組・事業〕

- ◆公民館事業の推進（せせらぎ大学、サルビア学級、ふるさと学、主催事業等）
- ◆（再掲）放課後子ども教室推進事業 ◆わんぱく合宿塾事業 ◆親の学習・親になるための学習
- ◆生涯学習を担う人材の育成 ◆子ども大学ほんじょう事業 ◆のびっ子教室

施策項目 17-2

教育環境の整備

住民の多様な学びを支援するため、各学習施設・設備の適切な運営管理と改修等を推進します。

〔主な取組・事業〕

- ◆生涯学習施設管理・運営事業 ◆施設改修事業

施策項目 17-3 図書館の充実

知識の獲得のみならず、創造性を育み、心の充足に欠かせない読書活動を幅広く奨励していきます。その拠点となる図書館や学校図書室等のニーズに応じた蔵書・資料の充実、利用しやすい環境整備に努めます。

〔主な取組・事業〕

- ◆図書館管理・運営事業（図書等の収集、貸出、調査相談、イベント開催等）
- ◆読書活動推進事業

施策項目 17-4 歴史・文化の保全と活用

住民の協力のもと、有形・無形の貴重な文化財の保全に努めるとともに、歴史講座など、地域住民や訪問客が上里町の歴史・文化への関心を高める取組を充実していきます。

また、名木・古木、寺社の林、屋敷林、史跡、歴史的建造物など、歴史・文化資源を再評価し、住民と協働で保全・活用する取組を進めます。

〔主な取組・事業〕

- ◆郷土資料館・出土文化財管理センター運営事業（特別展示、歴史講座・歴史教室、夏休み体験学習等）
- ◆町指定無形文化財への助成 ◆歴史・文化資源の発掘・活用

施策項目 17-5 文化・芸術の振興（総合戦略基本目標4-(3)-④）

芸術鑑賞会などを通じて、住民が身近に優れた文化・芸術にふれる機会を充実させていくとともに、音楽、絵画など住民の自主的な文化・芸術活動の振興を図っていきます。

また、多様な人々が参加できる文化事業を推進し、誰もが文化的芸術的な体験を得られるよう、積極的な文化事業を展開します。

〔主な取組・事業〕

- ◆芸術鑑賞事業 ◆文化団体への支援 ◆文化祭事業

住民の役割



- 町の学習講座やイベント等に積極的に参加し、余暇を楽しみ、健康づくりや仲間づくりを行います。
- 講師や指導者として、自らの知識、技術、経験等を地域に還元します。
- 公民館や図書館などの事業企画に積極的に参画します。
- 民間で所有、継承する文化財の適切な保全に努めます。

Ⅲ 基本計画

基本理念 4 人が輝くまち

基本目標18

生涯スポーツの振興

関連するSDGs



目標とする姿

多様なスポーツ活動が展開され、健康で充実した生活を送る人が増えています。



基本方針

- 年齢・体力・経験等を問わず、気軽にスポーツに参加し、楽しみながら継続していけるよう、関係団体と協働で、講座・教室の開催、自主サークルの育成、大会・イベントの開催など、各種事業を展開していきます。

数値目標

指 標 名	基 準 値	目 標 値	備 考
	令和2年度	令和8年度	
週に1回以上、スポーツ活動を行う割合	61.2%	65%	総合振興計画アンケート
健康増進にかかわる体操を実施している事業所数	7 か所	16 か所 (令和6年度)	総合戦略の目標
スポーツ教室の年間参加者数	40 人 (平成30年度)	120 人 (令和6年度)	総合戦略の目標

現状と課題



- スポーツ・レクリエーションは、健康増進や体力向上に不可欠で、楽しく活動することにより気分転換や仲間づくりにもつながります。一般に、学齢期を過ぎ、仕事や家事で忙しくなると、定期的に運動する機会は減りますが、可能な限り、スポーツ・レクリエーションに取り組むことが大切です。
- こうしたことから、本町では、上里町民体育館・多目的スポーツホールなどを拠点に、スポーツの振興に努めています。乾武マラソン大会など全町的なイベントの開催や、スポーツ協会加盟団体、スポーツ少年団、レクリエーション協会など自主グループの活性化、スポーツ推進委員など指導者の育成、スポーツ施設の運営管理などを行っています。スポーツ施設の管理では、平成30年度（2018年度）に上里町民体育館の改修、令和元年度（2019年度）では上里中学校夜間照明の設置を行いました。

- スポーツは、健康の維持・増進に極めて有効であり、参加していない住民ができるだけ多く参加するよう、働きかけていくことが重要です。そのためには、メニューや開催日時・方法等を工夫するとともに、体操、ウォーキングなどの軽スポーツを気軽に継続できるまちづくりが求められます。

具体的な取組

施策項目 18-1

スポーツ・レクリエーション活動の促進（総合戦略基本目標4-(2)）

子どもから高齢者まで、幅広い年齢層の多様な参加につながるよう、関係団体と連携しながら、スポーツ教室やイベントの充実に努めるとともに、自主グループの活性化と指導者の育成に努めます。

スポーツをまちづくりに活かすため、競技スポーツの振興を図るとともに、「こむぎっち体操」など、軽スポーツ・ニュースポーツの普及を図ります。また、子どもたちがプロスポーツにふれる機会づくりに努めます。

また、これらのスポーツ・レクリエーション活動を促進するために、必要な施設等の整備・維持管理に努めます。

〔主な取組・事業〕

- ◆スポーツ教室・イベントの開催・開催支援 ◆「こむぎっち体操」の普及
- ◆スポーツ団体・指導者の育成 ◆競技スポーツの振興
- ◆こむぎっちウォーキングコースの整備・維持管理

住民の役割

- 週2回、1回30分以上を目標に運動の継続に努めます。また、できるだけ車を使わないなど、身体活動量を増やすよう努めます。
- 町のスポーツ教室やイベント等に積極的に参加し、余暇を楽しみ、健康づくりや仲間づくりを行います。
- 講師や指導者として、自らの知識、技術、経験等を地域に還元します。

基本理念 5

みんなで支えあうまち

基本目標19 住民自治の振興

基本目標20 健全な行財政運営の推進

Ⅲ 基本計画

基本理念5 みんなで支えあうまち

基本目標19

住民自治の振興

関連するSDGs



目標とする姿

住民一人ひとりが主体的に地域課題の解決に取り組み、支えあっています。



基本方針

- 地域コミュニティ組織の活性化を図ります。
- 住民が知りたい情報を分かりやすく伝え、住民の声をきめ細かく行政運営に反映します。
- 人権を尊重しあう差別のない明るいまちづくりを進めます。
- ジェンダー平等を推進するとともに、性の多様性に配慮したまちづくりを推進します。
- 人種・民族・国籍の違いを越え、お互いに尊重しあう多文化共生のまちづくりを進めます。

数値目標

指 標 名	基 準 値	目 標 値	備 考
	令和2年度	令和8年度	
積極的に近所づきあいや地域活動に参加している人の割合	34.7%	50%	総合振興計画 アンケート
ホームページ閲覧数（再掲）	137,150 件 （令和元年度）	250,000 件 （令和6年度）	総合戦略の目標
こむぎっち町外出張件数	10 件 （令和元年度）	15 件 （令和6年度）	総合戦略の目標
人権サポーター養成講座修了者数	18 人	20 人	
社会全体において男女の地位が 平等だと感じる人の割合	18.6%	25%	総合振興計画 アンケート
審議会等における女性委員の割合	19.7%	40%	第3次男女共同参画 推進プラン
外国人住民と交流している人の 割合	26.0%	30%	総合振興計画 アンケート

現状と課題



- 行政区などの地域コミュニティ組織は、地域の行事、まちの美化、交通安全や防災などの活動を通して地域の生活課題の解決を図るとともに、住民と行政をつなぐパイプ役としても重要な役割も担っています。新規住民の流入や核家族化により、近隣づきあいの希薄化が進むとともに、少子高齢化も進行する中で、もしもの時のセーフティネットとしての地域コミュニティの必要性は増大しており、一層の活性化を図っていくことが求められます。
- 広報については、町ホームページ、広報かみさと及び広報紙閲覧アプリによる広報かみさとの配信、上里町LINE公式アカウントなど、各種メディアを活用して行っています。今後も、必要な人に必要な情報が届くよう、プッシュ型の情報発信にも取り組むなど、内容の充実を図っていくことが求められます。
- 広聴については、各種アンケート調査、審議会などへの住民参加、町長への手紙、パブリックコメント制度等を実施しており、今後も様々な方法で広聴活動を行い、住民と行政が課題を共有していくことが求められます。
- 平成25年（2013年）4月に制定した「学びとふれあいの町宣言」を基調に、差別や偏見、いじめ、暴力等がなく、一人ひとりがお互いを思いやり、認めあい、共に生きるまちづくりを推進するために人権教育啓発事業を充実させる必要があります。
- それぞれの個性と能力を認めあい、多様性を尊重する社会の形成が求められています。第3次かみさと男女共同参画推進プランに基づき、社会の意思決定の機会への女性の参画や、男女共同参画を育む啓発・教育などを一層推進していくことが求められます。また、アンケート調査で社会における男女平等について尋ねたところ、女性の方が男性よりもジェンダーの不平等を感じており、不平等が解消されるよう取組を推進していくことが求められています。
- 本町には、日系ブラジル人を中心に約1,000人の外国人が生活しており、町ではポルトガル語版の生活ガイドや申請書類の作成など、必要な支援に努めています。在住外国人は、言語、習慣、制度、文化等の違いから、住居、労働、福祉、教育等の様々な分野で課題が多いと考えられるため、生活支援のさらなる強化を図るとともに、外国人も地域社会の一員として共存共栄できるまちづくりを推進していくことが求められます。

Ⅲ 基本計画

基本理念5 みんなで支えあうまち

具体的な取組

施策項目 19-1

地域活動の活性化

町ぐるみで日頃からのあいさつ、声かけ、見守り運動を推進するとともに、各種団体への助成や、地区ごとの防災、環境美化、健康づくり、学習・スポーツなどのテーマ活動の促進などにより、地域活動の活性化に努めます。

また、住民活動の必要性が一層高まる中、その活性化につながる支援を推進していきます。

〔主な取組・事業〕

- ◆行事後援事業 ◆行政区運営・コミュニティ協議会運営支援事業 ◆コミュニティ活動事業
- ◆成人式の開催 ◆NPO法人への支援（法人町民税・固定資産税・軽自動車税の減免）

施策項目 19-2

広報・広聴の充実（総合戦略基本目標 2-(1)-①）

広報については、広報紙やホームページなどの創意・工夫などにより、住民が知りたい情報を分かりやすく迅速・的確に伝えとともに、U I J ターンや企業誘致の促進を図るため、戦略的なタウンプロモーションに努めます。

また、きめ細かな広聴活動による住民の声の的確な行政運営への反映と住民との情報共有に努めます。

〔主な取組・事業〕

- ◆広報かみさとの発行 ◆電子媒体による広報の推進 ◆上里町こむぎっちカレンダーの作成
- ◆（再掲）タウンプロモーションの推進 ◆広聴事業 ◆パブリックコメントの推進

施策項目 19-3

人権啓発・教育の推進

差別やいじめ、暴力など、あらゆる人権侵害から住民を守るため、関係機関と連携しながら、人権啓発・教育事業や、人権相談事業、さらには法に基づく人権擁護措置を進めます。

さらには新型コロナウイルス感染症に関する差別や人権侵害等の防止のため、広報紙やホームページ、SNS等を活用した人権教育・人権啓発活動の推進や、相談窓口の充実に努めます。

〔主な取組・事業〕

- ◆人権啓発・教育事業 ◆相談事業（法律相談、人権相談、心配ごと相談等）
- ◆人権を大切にする会の育成 ◆人権擁護活動への協力

施策項目 19-4

男女共同参画の推進

第3次かみさと男女共同参画推進プランに基づき、男女がともに支えあい、認めあい、一人ひとりの個性と能力が発揮できる男女共同参画社会の形成をめざし、多様性を尊重するための意識啓発と実践活動を推進します。

また、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の普及啓発に努め、職業生活において女性が活躍できる環境の整備を促進していきます。

〔主な取組・事業〕

- ◆男女共同参画推進センターの運営 ◆啓発・教育事業（情報紙等の発行・講座の開催）
- ◆女性のための総合相談事業（悩みごと・法律） ◆男女共同参画推進団体の育成
- ◆配偶者等暴力対策の推進

施策項目 19-5

多文化共生の推進

行政サービスの多言語・多文化対応に努めるとともに、外国人住民の生活課題のきめ細かな把握に努めながら、必要な生活支援を推進します。また、様々な文化的背景を持つ住民の交流促進に努めます。

〔主な取組・事業〕

- ◆行政サービスの多言語・多文化対応の推進 ◆多様な多文化共生事業の検討・実施

住民の役割



- 行政区をはじめとして、身近な地域の活動や行事など、地域活動に積極的に参加します。
- 町の広報媒体をしっかりと読むよう努めます。また、広聴などの場に積極的に参加し、発言します。
- 人権について学び、人権を守る言動を心がけ、実践していきます。
- 男女共同参画について積極的に学習し、家庭・地域・職場での実践に努めます。
- 外国人との交流を深め、困りごとに対し、可能な支援に努めます。

Ⅲ 基本計画

基本理念5 みんなで支えあうまち

基本目標20

健全な行財政運営の推進

関連するSDGs



目標とする姿

職員一人ひとりの能力が最大限に発揮され、健全な行財政運営が行われています。



基本方針

- 計画に位置づけた取組を着実に実行していくために、P D C Aサイクルに基づく行政運営を推進します。
- 限られた経営資源(職員・財源等)を最大限に有効活用できるよう、効果的・効率的な行政組織をめざします。
- 創意工夫により財源の確保を図るとともに、経常的経費などの抑制に努め、健全な財政運営を推進していきます。
- 長期的視点に立ち、公共資産(施設・インフラ)の最適化を図ります。
- 広域連携により、効果的・効率的な行政運営に取り組みます。
- I C Tを活用して、新しい時代の住民ニーズに応える効果的で効率的な行政運営を行うとともに、データに基づく業務遂行の仕組みの構築をめざします。

数値目標

指 標 名	基 準 値	目 標 値	備 考
	令和2年度	令和8年度	
来訪者への町職員対応の評価 (悪い、非常に悪いの合計)	10.5%	ゼロをめざす	総合振興計画 アンケート
財政調整基金現在高の標準財政 規模に対する割合	22.98%	20%	
個人住民税現年納税率	98.76%	99.16%	個人住民税 現年納税率 (県内町村平均)

現状と課題



- 限られた経営資源（職員・財源等）を最大限有効に活用し、質の高い行政サービスを提供していくためには、めざす目標と施策を体系化した計画を立案し、着実に実行するとともに、その取組結果を評価・検証し、必要に応じて見直す仕組みが必要です。また、担い手である町職員の人材育成と、施策展開に合わせた行政組織の改革も重要です。
- デジタル行政の推進に対応するため、職員の知識・技術の向上を図るとともに、各種情報の管理を徹底し、適切な運用を図る必要があります。
- 近年、高速大容量な通信環境を得たことにより、ＩＣＴは、多種多様で膨大なデータの収集や蓄積、解析を可能とし、社会経済における様々なサービスの品質向上や課題解決の基盤としての役割を担うようになりました。本町においても、ＩＣＴを活用した業務の効率化や、ＥＢＰＭ※の推進、課題分析、住民ニーズの把握等を的確に行うとともに、職員一人ひとりが日々の業務でＩＣＴを積極的に活用していくことが重要です。
- 財政については、高齢化の進展に伴う社会保障関係費の増加や、公共資産の維持・更新経費の増加などの財源を確保する必要がありますが、近年の土地の評価額の下落傾向や上里町人口ビジョンの推計では将来人口は減っていくと予想されていますので、生産年齢人口の減少による個人町民税の減収等により、町税の減少が予想されます。このため、地域経済の活性化に加え、国県補助金等の特定財源を最大限活用するなど歳入の確保を図るとともに、不要な歳出の削減に努める健全な財政運営が求められます。
- 本町は、本庄市、美里町、神川町とともに、本庄地域定住自立圏を構成し、消防・救急、ごみ・し尿処理、火葬、職員研修を児玉郡市広域市町村圏組合の共同事務として実施するほか、医療、障害者福祉、観光、消費者行政、公共交通などの広域連携事務を推進しています。今後も、効率的・効果的な行政運営を進めるため、これらの取組を発展させていくことが期待されます。

※ ＥＢＰＭ：Evidence-based Policy Makingの略で、根拠データに基づく政策立案を意味する。

Ⅲ 基本計画

基本理念5 みんなで支えあうまち

具体的な取組

施策項目 20-1

健全で効率的な行政組織づくりの推進

今後の財政状況を見据え、最少経費で最大の効果をあげられる効率的な行政組織体制づくりを進めます。また、町職員が、常に前向きに考え行動し、住民と信頼関係を築きながら職責を全うできるよう、明確な人材の採用・育成計画のもと、能力と意欲を最大限に引き出す人事マネジメントを推進していきます。

さらに、新たなICTの活用の可能性に着目し、業務効率化及びEBPMを推進するため積極的なICTの活用に取り組むとともに、各業務への適用、セキュリティの向上、システム運用の実施体制及び相談・支援体制の強化を図り、デジタル・トランスフォーメーション（DX）^{*}を推進します。

〔主な取組・事業〕

- ◆人事マネジメントの推進（採用・育成計画の推進、定員管理、人事評価、職員提案制度）
- ◆デジタル行政の推進
- ◆自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）の推進

施策項目 20-2

健全な財政運営の推進（総合戦略基本目標 4-(5)-①）

地域の活性化や税の収納対策の強化に加え、国・県等による交付金等の有効活用、広告収入、ふるさと納税や企業版ふるさと納税など財源の積極的な開拓により、歳入の確保を図るとともに、歳出の抑制と投資の重点化、起債の適正な管理、使用料・手数料の見直しの検討などを進め、効果的かつ効率的な財政運営を推進していきます。

また、分かりやすい財政状況の説明資料を作成し、定期的に公表・説明していきます。

さらに、上里町公共施設再配置・維持保全計画に基づき、適正な公共施設維持管理・更新を実施し、健全な財政運営に努めます。

〔主な取組・事業〕

- ◆税の適正な賦課と徴収 ◆出納管理事務 ◆使用料・手数料の徴収及び見直し
- ◆有料広告事業 ◆ふるさと納税の推進 ◆企業版ふるさと納税の推進
- ◆財政事情公表事業 ◆補助金・負担金の整理 ◆上里町公共施設等総合管理計画の推進
- ◆老朽化した施設の適正な管理と対応

^{*} デジタル・トランスフォーメーション（DX）：データやデジタル技術を活用して、業務や組織等を変革すること。

施策項目 20-3

広域連携の推進

住民の日常的な生活圏が広がるとともに、行政事務の多様化が進む中、単一自治体だけでは解決が難しい課題が多く生じている中で、定住自立圏構想等に基づき、広域的な課題の解決にむけて、県や他自治体それぞれの規模や特色に応じた役割と適切な分担のもとに、連携・協力を図っていきます。

〔主な取組・事業〕

- ◆定住自立圏構想の推進 ◆児玉郡市広域市町村圏組合への負担金支出
- ◆公の施設相互利用協定事業 ◆本庄上里学校給食組合への負担金支出
- ◆高崎線沿線地域活力維持向上推進協議会への負担金支出

住民の役割



- 町の実組に関心をもち、施策に対する意向を町に伝えます。また、民間の専門的な知識や技術を活かし、効率的・効果的な行政サービスなどについて、建設的な助言や協力をを行います。
- 町の財政に関心をもち、適正な納税をするとともに、適正な行政サービスの利用をします。



上里町役場庁舎 外観



上里町役場庁舎

IV 資料編

第5次上里町総合振興計画後期基本計画策定経過概要

年	月 日	会議等の名称	概 要
令和2年度	1 月	第5次上里町総合振興計画後期基本計画策定支援業務委託締結	
	3 月 10 日	第2回上里町総合計画庁内策定委員会	住民アンケート（素案）
	3 月 30 日	第2回上里町総合計画審議会	住民アンケート（素案）
令和3年度	4 月	住民アンケート実施	対象：18歳以上の町民2,000人 回答率：43.85%
	4 月 22 日	第1回上里町総合計画庁内策定委員会	第5次上里町総合振興計画後期基本計画の策定方針（案）
	5～6月	各課調査	第5次上里町総合振興計画前期基本計画の進捗状況について調査を実施
	6 月 23 日	第1回上里町総合計画審議会	第5次上里町総合振興計画後期基本計画の策定方針（案）
	7 月 19・21 日	各課ヒアリング	第5次上里町総合振興計画前期基本計画の進捗状況の確認及び後期基本計画の取組施策や数値目標についてヒアリング
	7 月 29 日 ～8 月 9 日	上里町職員研修	研修名：上里町職員 SDGs 研修 実施方式：Web セミナー方式
	9 月 22 日	上里町総合計画審議会へ諮問	第5次上里町総合振興計画後期基本計画（案）の諮問
	9 月 30 日	第3回上里町総合計画庁内策定委員会	第5次上里町総合振興計画後期基本計画（検討案）
	10 月 21 日	第3回上里町総合計画審議会	第5次上里町総合振興計画後期基本計画（検討案）
	11 月 5 日	第4回上里町総合計画庁内策定委員会	第5次上里町総合振興計画後期基本計画（素案）
	11 月 29 日	第4回上里町総合計画審議会	第5次上里町総合振興計画後期基本計画（素案）
	12 月 7 日	上里町議会全員協議会	第5次上里町総合振興計画後期基本計画策定の進捗状況を報告
	12 月 21 日 ～1 月 20 日	パブリックコメントの実施	提出された件数：3 件（2 人）

年	月 日	会議等の名称	概 要
	1月24日	第5回上里町総合計画庁内策定委員会	第5次上里町総合振興計画後期基本計画（案）、パブリックコメントの結果
	2月7日	第5回上里町総合計画審議会	第5次上里町総合振興計画後期基本計画（案）、第5次上里町総合振興計画後期基本計画（案）に対する答申、パブリックコメントの結果
	2月9日	上里町総合計画審議会による答申	審議会より答申を受理
	3月9日	上里町議会3月定例会	第5次上里町総合振興計画基本構想の変更について上程し、議決

諮 問 書

総 政 第 121 号
令和 3年 9月22日

上里町総合計画審議会
会長 下 山 彰 夫 様

上里町長 山 下 博 一

第5次上里町総合振興計画後期基本計画の策定について（諮問）

上里町総合計画審議会条例第2条の規定に基づき、下記案件につきまして貴審議会の意見を求めます。

記

- 1 諮問案件 第5次上里町総合振興計画後期基本計画（案）の審議
について

- 2 趣 旨

平成29年に策定した第5次上里町総合振興計画は、10年間の指針ですが、前期基本計画が令和3年度をもって計画期間満了となります。

前期基本計画に基づいた事業実施により、上里町は順調に発展を遂げ、大きな成果もあげてまいりました。引き続き、「ひと・まち・自然が共に輝く“ハーモニータウン かみさと”」の実現に向け、令和4年度を初年度とする第5次上里町総合振興計画後期基本計画を策定することになりましたので、貴審議会の意見を求めたく、ここに諮問するものであります。

答 申 書

令和 4 年 2 月 9 日

上里町長 山 下 博 一 様

上里町総合計画審議会
会 長 下 山 彰 夫

第5次上里町総合振興計画後期基本計画（案）について（答申）

令和3年9月22日付総政第121号により諮問を受けた標記の件について、下記のとおり答申します。

記

総合振興計画は、上里町のまちづくりの指針となる重要な計画であることを踏まえ慎重に審議を行った結果、第5次上里町総合振興計画後期基本計画（案）を妥当であると認めます。

なお、今後のまちづくりにあたっては、時代の潮流を的確にとらえるとともに、住民ニーズの変化を把握することが重要です。そして、課題解決のために庁内が横断的に取り組むことのできる推進体制を構築するとともに、組織全体で柔軟に対応してください。

前期基本計画に引き続き、基本計画を確実に効果的に実行することにより、町の将来像である「ひと・まち・自然が共に輝く “ハーモニータウン かみさと”」の実現に向け、最大限の努力をされますよう強く要望します。

上里町総合計画審議会委員名簿

(順不同・敬称略)

役 職	氏 名	選 出 区 分	備 考
会 長	下 山 彰 夫	公共団体等の役職員	区 長 会 長
	上 野 文 一	公共団体等の役職員	区 長 会 長
副会長	岩 田 義 典	公共団体等の役職員	民生・児童委員協議会長
	高 橋 勝 利	議 会 の 議 員	神 保 原 地 区
	飯 塚 賢 治	議 会 の 議 員	上 里 東 地 区
	仲 井 静 子	議 会 の 議 員	上 里 東 地 区
	齊 藤 崇	議 会 の 議 員	長 幡 地 区
	植 原 育 雄	議 会 の 議 員	七 本 木 地 区
	阿 久 戸 嘉 彦	教育委員会の委員	教 育 長 職 務 代 理
	伊 藤 裕	農 業 委 員 会 の 委 員	会 長
	木 村 芳 雄	公共団体等の役職員	商 工 会 長
	桐 谷 正 之	公共団体等の役職員	体 育 協 会 長
	小 暮 照 子	公共団体等の役職員	S A L A 上 里 代 表
	岩 田 昌 士	公共団体等の役職員	公 民 館 長 代 表
	吉 田 仁	公共団体等の役職員	上里町PTA連合会長 (七小PTA会長)
	谷 えりか	公共団体等の役職員	上里町PTA連合会長 (上里東小PTA会長)
	佐 藤 幸 男	公共団体等の役職員	労 働 団 体 代 表
	塚 本 きみ子	公共団体等の役職員	農 業 女 性 会 議 所 会 長
	設 楽 佳 子	公共団体等の役職員	農 業 女 性 会 議 所 会 長
	野 津 喬	学識経験を有する者	早 稲 田 大 学 准 教 授
	森 久 保 晶 彦	学識経験を有する者	埼 玉 里 子 銀 行 本 庄 支 店 長

上里町総合計画庁内策定委員会委員名簿

職 名	氏 名	前 任 者	備 考
副 町 長	江 原 洋 一		委 員 長
教 育 長	埴 岡 正 人		副 委 員 長
総 務 課 長	山 田 隆		
総 合 政 策 課 長	豊 田 貴 志		
税 務 課 長	須 長 正 実		
町 民 福 祉 課 長	亀 田 真 司		
子育て共生課長	飯 塚 郁 代		
健 康 保 険 課 長	及 川 慶 一		
高齢者いきいき課長	間々田 由美		
ま ち 整 備 課 長	相 馬 伸 太 郎		
くらし安全課長	間々田 亮		
産 業 振 興 課 長	山 下 容 二		
会 計 課 長	小 暮 伸 俊		
議 会 事 務 局 長	宮 下 忠 仁		
学 校 教 育 課 長	望 月 誠		
学校教育指導室長	福 島 実		
生涯学習課長	金 井 憲 寿	伊 藤 覚	
上 下 水 道 課 長	根 岸 利 夫		

上里町総合計画審議会条例

昭和45年9月1日条例第14号

改正

平成26年1月1日横書き施行

上里町総合計画審議会条例

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、上里町総合計画審議会の設置、組織及び運営に関する事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 町長の諮問に応じ、総合計画の策定その他その実施に関し必要な調査及び審議を行うため、上里町総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 町議会の議員
- (2) 町教育委員会の委員
- (3) 町農業委員会の委員
- (4) 公共団体等の役職員
- (5) 学識経験を有する者

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によってこれを定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(委員)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員が委嘱されたときの要件を欠くに至ったときは、その委員は退職するものとする。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(専門部会)

第7条 審議会にその所掌事項の調査及び審議のため必要があるときは、専門部会を設けることができる。

(専門員)

第8条 審議会に専門員を置き、専門の事項を調査させることができる。

2 専門員は、町及び関係行政機関の職員のうちから町長が任命する。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、町長の定める機関において処理する。

(雑則)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

上里町総合計画庁内策定委員会設置要綱

平成17年 8 月 8 日 告示第83号
改正

平成19年 3 月30日 告示第41号

平成24年 4 月 1 日 告示第54号

平成26年 1 月 1 日 横書き施行

上里町総合計画庁内策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 本町における総合的かつ計画的な行政運営に資するため基本構想等を策定するため、上里町総合計画庁内策定委員会（以下「庁内策定委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 庁内策定委員会は、次の事項について研究・協議等を行うものとする。

- (1) 基本構想の策定に関する事項
- (2) 基本計画の策定に関する事項
- (3) その他必要な事項

(組織)

第3条 庁内策定委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、副町長をもって充て、副委員長は、教育長をもって充てる。

3 委員長は、委員会の事務を総理し、副委員長は委員長を補佐する。

4 委員は、課長の職にある者をもって充てる。

(プロジェクト・チーム)

第4条 庁内策定委員会に専門的事項を担当させるため、必要に応じプロジェクト・チームを置くことができる。

2 プロジェクト・チームは、上里町プロジェクト・チームの設置基準に関する規程（平成10年訓令第1号）の規定による設置とする。

(会議)

第5条 庁内策定委員会は委員長が招集し、委員長が議長を務める。

(庶務)

第6条 庶務は、総合政策課が行う。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年 3 月30日 告示第41号）

この要綱は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成24年 4 月 1 日 告示第54号）

この告示は、公布の日から施行する。

第5次上里町総合振興計画 後期基本計画

発行年月：令和4年3月

発行：上里町

編集：総合政策課

〒369-0392 埼玉県児玉郡上里町大字七本木5518

電話：0495-35-1221(代)

